

第7期蕨市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

2018年度（平成30年度）～2020年度

平成30年3月



蕨 市

はじめに

このたび、平成30年度（2018年度）から2020年度までの3年間を事業計画期間とする第7期「蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

さて、団塊の世代が75歳以上となる2025年頃より顕著になるとされる、認知症患者の増加や介護の担い手不足をはじめとする多くの課題に対して、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。こうした中、蕨市では、医療と介護関係者のネットワークづくりや住民主体の介護予防事業、グループホーム新設等に取り組むほか、市内4か所目となる特別養護老人ホームの整備も、平成31年（2019年）2月の開設に向けて進めているところです。



本計画期間においては、地域包括ケアシステムの更なる深化を図るため、各種サービスの適切な提供を基本としながら、いきいき百歳体操や交流サロンといった地域の皆さんが集う場の充実・拡大による、介護予防と支え合いのまちづくりの推進とともに、在宅医療の中心となる連携拠点の運営や認知症初期集中支援チームの設置、地域ケア会議の実施といった専門職による支援を強化するなど、超高齢社会に対応した蕨の未来への前進につながる各種事業を開始してまいります。

今後とも、本計画の基本理念である「みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまちわらび」の実現に向け、やさしさと思いやりがあり、地域で支え合うまちづくりを目指して、本計画に掲げた施策を着実に推進してまいります。

おわりに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員の皆様、並びに関係各位に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

蕨市長 頼高 英雄

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の性格	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	8
1 本市の概況	8
2 高齢者の現状	9
3 第6期計画の評価	25
第3章 計画の基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の方向性	30
4 施策の体系	33

第2部 各論

第1編 高齢者福祉計画

第1章 高齢者の健康と生きがいづくり	37
1 健康づくりの推進	37
2 生涯学習・スポーツの推進	43
3 余暇活動の充実	45
4 地域活動への支援	52
第2章 高齢者福祉サービスの充実	56
1 福祉サービスの充実	56
2 福祉のまちづくり	69

第2編 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの充実	71
1 介護サービスの充実と介護保険の適正運営	71
2 居宅サービス	75
3 地域密着型サービス	89
4 施設サービス	99

第2章 地域支援事業の充実	103
1 介護予防・日常生活支援総合事業	103
2 包括的支援事業	106
3 任意事業	113

第3章 介護保険事業費の見込み	121
1 介護保険料算出の流れ	121
2 介護保険給付費等の見込み	122
3 第1号被保険者の介護保険料の算出	125
4 保険料段階別の保険料	126

第3編 計画の推進

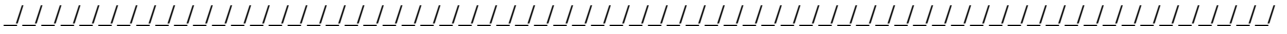
第1章 計画の推進に向けて	127
1 連携の強化	127
2 推進体制の強化	128
3 計画の進行管理	129

第2章 介護保険の円滑な運営に向けて	130
1 円滑な制度運営のための体制整備	130
2 利用者への配慮	130

資料編

1 計画策定の経過	133
2 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱	134
3 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員名簿	135
4 審議過程における主な意見	136
5 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会設置要綱	137
6 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会委員名簿	138

第 1 部



総 論

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして創設されました。この間、本制度はその創設から18年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。

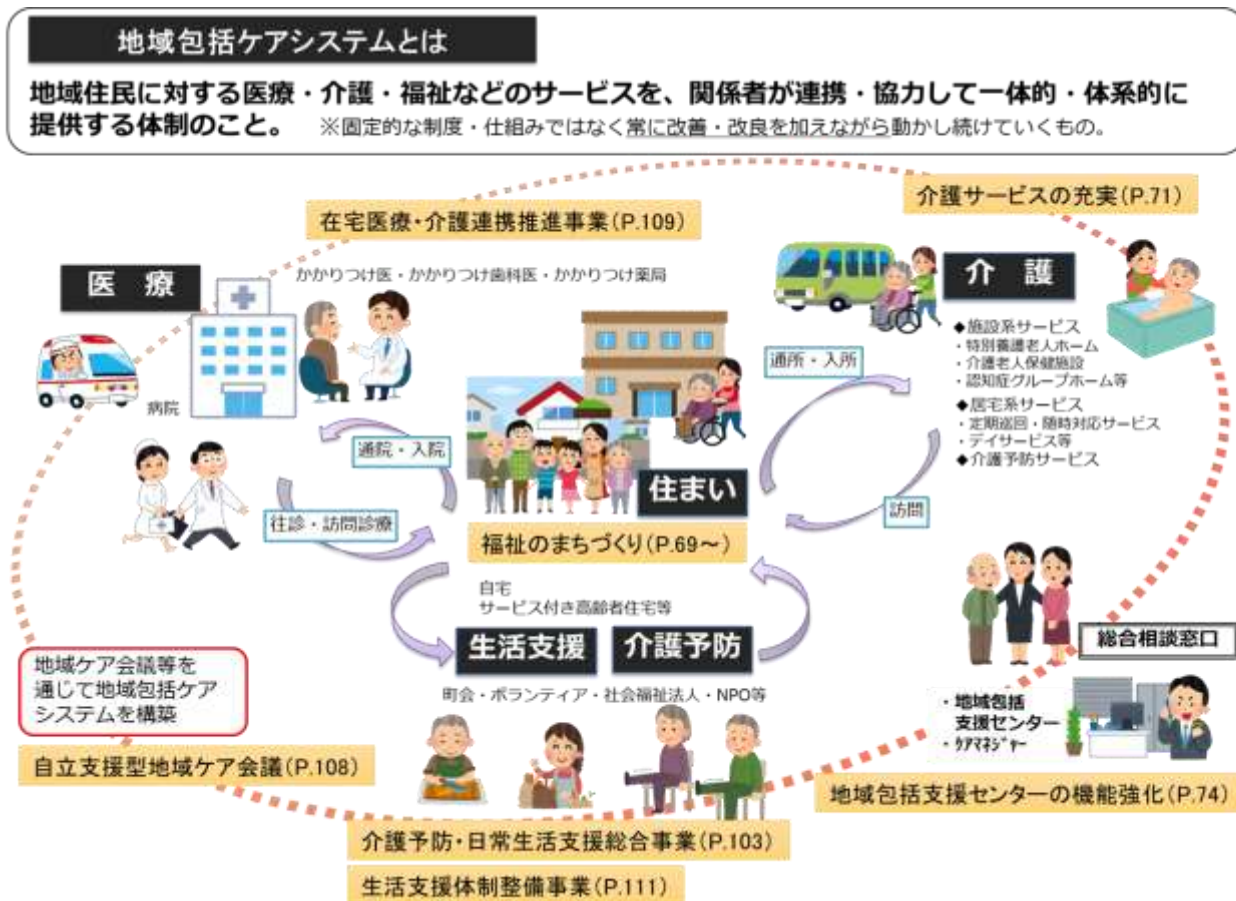
その一方、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となるほか、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。

こうした中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、介護サービスの確保のみに留まらず、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、各地域の実情に応じて医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要です。

このため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進のための保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、介護保険制度の持続可能性の確保のための現役並みの所得のある方についての利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

第7期茨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（2018年度（平成30年度）から2020年度）は、これらの介護保険制度改革等を踏まえ、2025年に向けて、老人福祉法や介護保険法の基本的理念の下、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施などを計画的に進めることを目的に策定します。

図表 地域包括ケアシステムの充実



平均寿命が延びる中、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が求められています。高齢になっても、こころ豊かで健康な生活を送れるよう、生活習慣病の予防や介護予防など、こころと身体の健康づくりを推進していきます。

また、介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体として提供される、地域包括ケアシステムの構築を推進し、高齢者が安心して生活ができるやさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりを目指します。

2 計画の性格

(1) 法令等の根拠

高齢者福祉計画は、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づき、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定するものです。

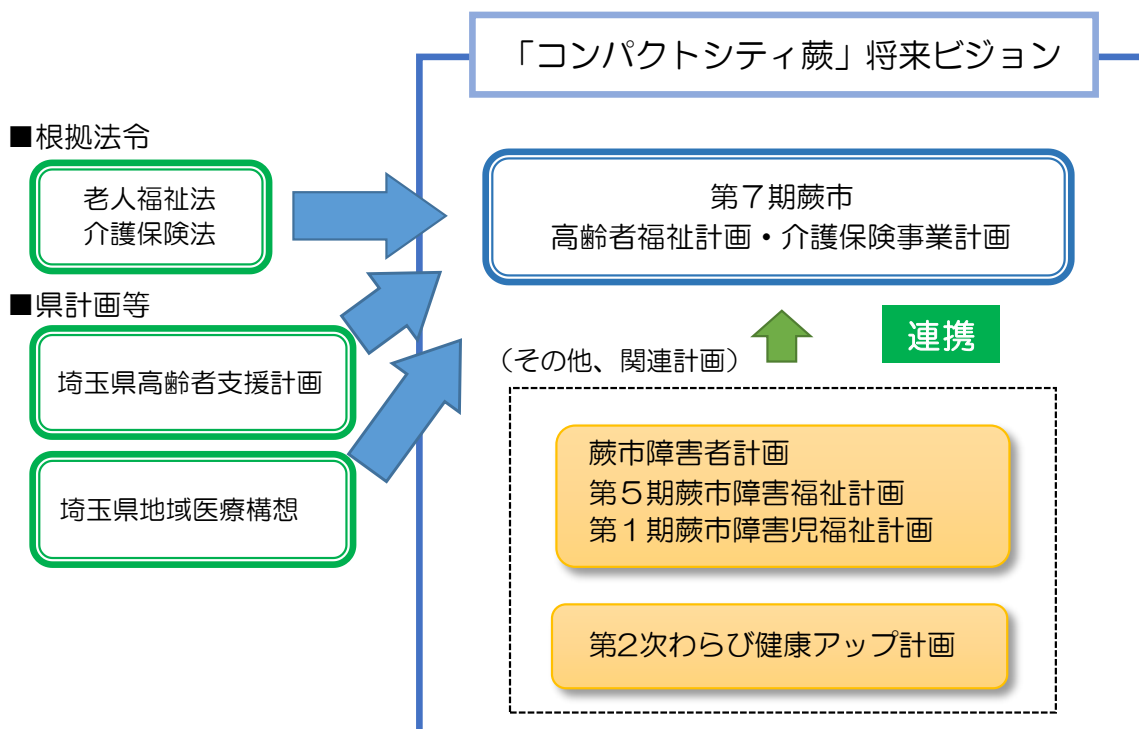
また、介護保険事業計画は、「介護保険法」（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づき、本市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のために策定するものです。

本市においては、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、両計画を一体のものとして策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は本市の総合的な高齢者施策を定める計画として、また、今後の介護保険サービスの事業計画として位置付けられることから、国、県の高齢者福祉及び介護保険事業に関する計画、地域医療構想等との連携、整合性を図ります。また本市の「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン、他の福祉計画、さらに各行政部門の計画とも連携しながら策定します。

図表 計画の位置付け

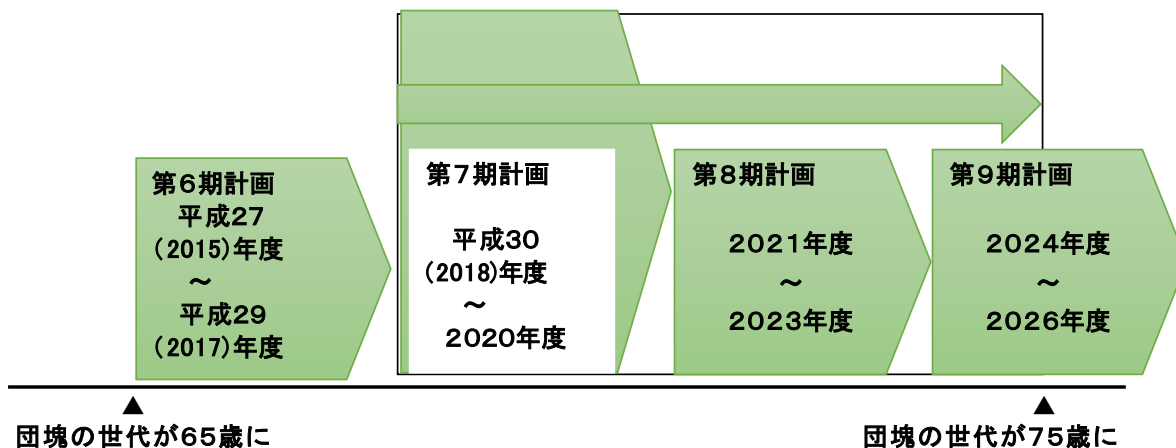


3 計画の期間

本計画は、平成30年度(2018年度)から2020年度までの3年を1期として策定し、計画最終年度の2020年度に計画の見直しを行います。

本計画では、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる2025年を見据えつつ、2020年度までの3年間の目標値を設定します。

図表 計画の期間



4 計画の策定体制

(1) 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会・蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会の開催

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者、被保険者の代表、公募による市民の代表などによる、「蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会」を設置し、策定内容に関する検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

また、庁内では「蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会」を組織して、関係各課との連携を図り、策定懇談会で出された意見等を参考にしながら、具体的な施策の検討・調整を行いました。

(2) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたり、65歳以上の一般高齢者や要支援・要介護認定者を対象に、意識や意向などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

この計画でいう一般高齢者とは、要介護認定を受けていない本市在住の高齢者のことです。

【調査の概要】

■調査の実施期間：平成28年（2016年）12月27日から平成29年（2017年）1月27日

■調査方法：行政連絡員による配布、民生委員による回収。

■調査票

調査種別	調査対象者	配布数	有効回答数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者	622件	551件	88.6%
在宅介護実態調査	要支援又は要介護認定を受けて在宅で生活している第1号被保険者	619件	527件	85.1%

(3) パブリック・コメントの実施

本計画の内容に関して、策定過程における公正の確保と透明性の向上とともに、市民の市政への参画を促進することを目的として、パブリック・コメントを実施しました。

【実施の概要】

募集期間：平成29年（2017年）12月21日から平成30年（2018年）1月10日（21日間）

募集方法：窓口持参、郵送、FAX 又は電子メール

公表場所：市役所、公民館、図書館、交流プラザさくら、老人福祉センターけやき荘、総合社会福祉センター、老人福祉センター松原会館、市ホームページ

提出された意見の件数（提出者数）：2件（1人）

意見の概要	市の考え方
① 若年性認知症や高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策について、担当課が連携して支援していく等、具体的な施策を記載していただきたい。	若年性認知症について追記(P.112)したほか、高次脳機能障害に係る施策については、障害者福祉施策の一環として、障害福祉計画に記載します。
② 徘徊高齢者家族支援サービス(P.115)の事業対象に、若年性認知症や高次脳機能障害の方の家族を含めていただきたい。	介護保険の被保険者を対象とするため、40歳以上の認知症の方（若年性認知症の方の一部を含む）のご家族を対象としております。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 本市の概況

(1) 概況

面積	5.11 km ²
人口	74,264 人
高齢者人口	17,176 人
高齢化率	23.1%

資料：市民課 平成 29 年（2017 年）10 月 1 日現在

(2) 位置

本市は埼玉県の南部に位置し、都心から約 20km 圏内にあります。市の面積は全国で最も小さく、人口密度は全国で最も高い市となっています。

隣接する市町村は、北にさいたま市、東に川口市、西南に戸田市の 3 市となっています。

交通状況を見ると、市の中央を JR 京浜東北線と国道 17 号線が縦断しており、東京都心へ約 30 分、さいたま市へ約 15 分と便利な立地条件にあります。

(3) 歴史

本市は古くから中山道の宿場町として栄え、中山道 69 宿のうち、日本橋から数えて 2 番目の宿として、長く豊かな歴史を築いてきました。

その後、江戸時代から明治時代にかけては織物の生産地として栄え、経済の基盤を築き上げます。

戦後は、首都圏の拡大とともに、住宅都市として発展してきました。また、本市は成年式発祥の地であり、平成 24 年（2012 年）には中山道蕨宿開設 400 周年を迎えるなど、歴史と文化の発展したまちとして知られています。

2 高齢者の現状

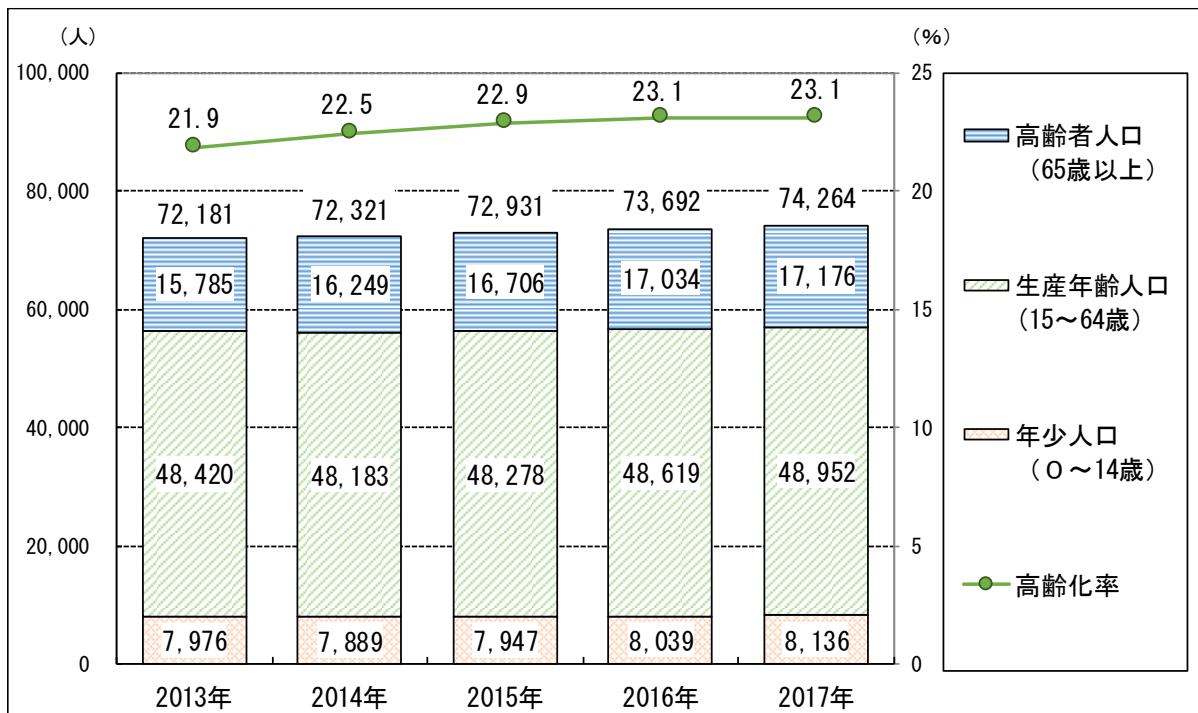
(1) 人口の動向

①人口の推移

本市の人口は年少人口、生産年齢人口及び高齢者人口の全てにおいて増加傾向で推移しています。

総人口に占める高齢者の割合である高齢化率は、上昇傾向で推移し、平成28年(2016年)から平成29年(2017年)は横ばいとなっています。

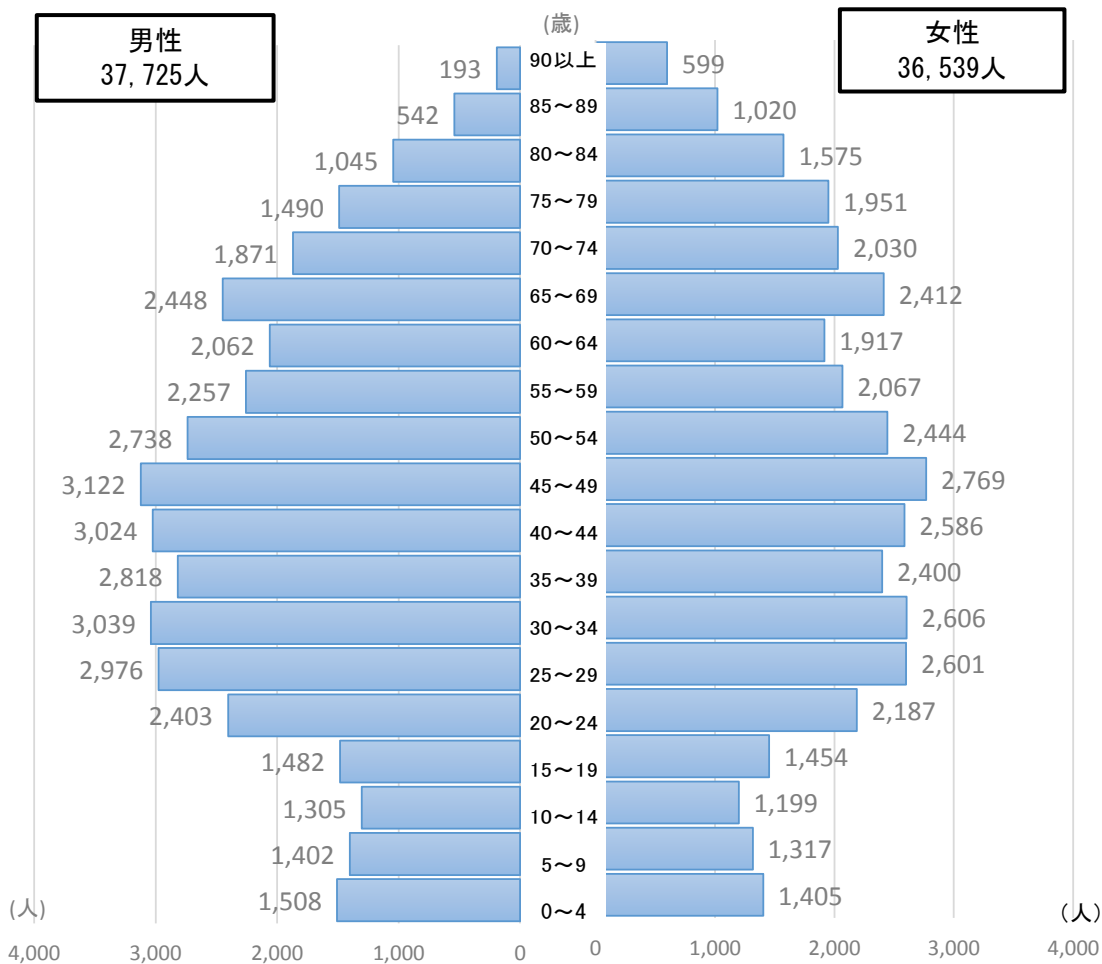
■人口及び高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②人口の構成

本市の人口構成（平成29年（2017年）10月1日現在）は、男女とも団塊の世代である65～69歳が多く、また、30歳代～50歳代も多くなっています。



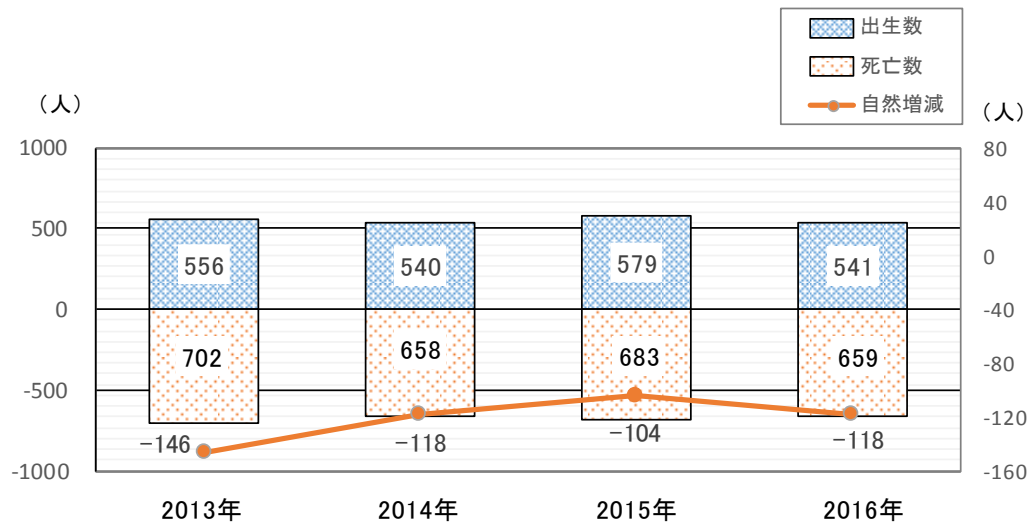
資料：住民基本台帳（平成29年（2017年）10月1日現在）

③人口動態

人口の自然動態は、減少傾向で推移しています。

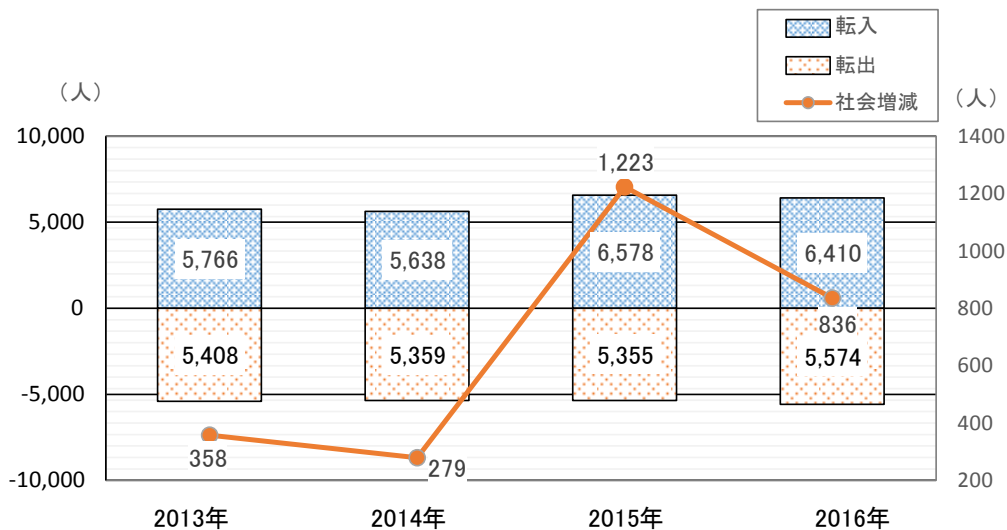
人口の社会動態は、増加傾向で推移しており、自然動態の減少数より社会動態の増加数が多いことから人口動態は増加で推移しています。

■自然動態の推移



資料：住民基本台帳（各年 1 月～12 月）

■社会動態の推移



資料：住民基本台帳（各年 1 月～12 月）

(2) 高齢者の状況

①後期高齢者医療疾病の状況

後期高齢者医療疾病の状況は、「循環器系疾患」が最も多く、次いで「筋骨格系等の疾患」、「内分泌等の疾患」、「眼の疾患」等が多くなっています。

■後期高齢者医療疾病患者数の推移 (単位：件)

疾病名	2014年10月	2015年10月	2016年10月
循環器系の疾患 (脳梗塞、高血圧など)	2,417 (1)	2,480 (1)	2,562 (1)
筋骨格系及び結合組織の疾患 (関節疾患、骨粗しょう症など)	1,477 (2)	1,554 (2)	1,569 (2)
内分泌、栄養及び代謝疾患 (糖尿病、高脂血症など)	1,200 (4)	1,192 (4)	1,309 (3)
眼及び付属器の疾患 (白内障、緑内障など)	1,357 (3)	1,249 (3)	1,257 (4)
消化器系の疾患 (胃潰瘍、虫垂炎など)	791 (5)	803 (5)	833 (5)

資料：国保データベースシステム疾病別医療費分析（大分類） (括弧内の数字は順位)

②主要死因別死者数の状況

本市の主要死因の上位は、悪性新生物、心疾患（高血圧性を除く）、脳血管疾患、肺炎となっており、生活習慣病を起因とする疾患が上位を占めていることから、生活習慣の改善が課題となっています。

■主要死因別死者数の推移 (単位：人)

疾病名	2012年	2013年	2014年	2015年
悪性新生物	184	195	188	191
心疾患	111	105	88	102
脳血管疾患	72	80	57	70
肺炎	55	61	71	62

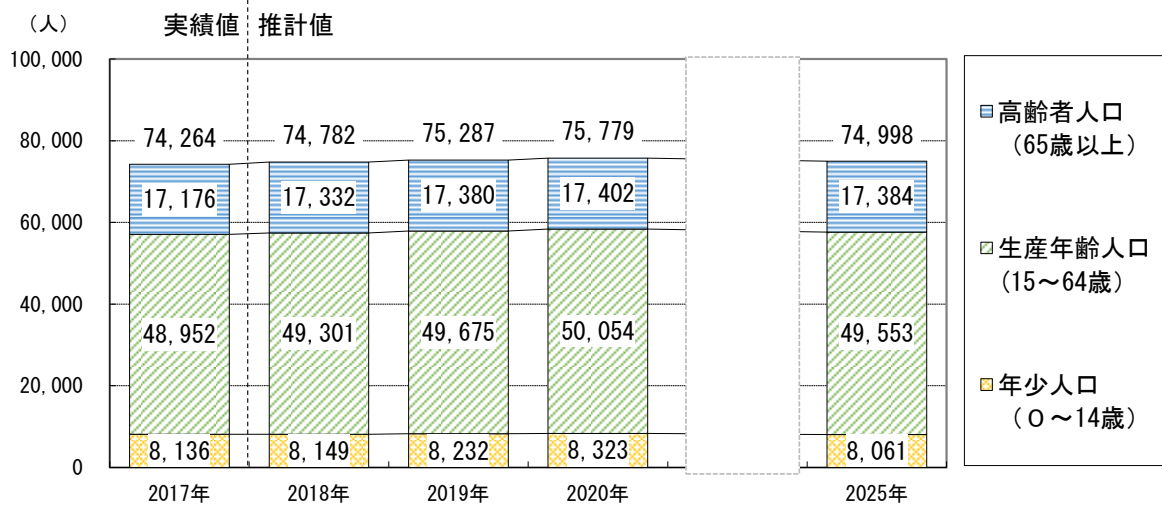
資料：保健統計年報

③高齢者等の将来推計

本市の将来人口の推計は、総人口は増加傾向で推移し、第7期計画期間の高齢者人口も増加傾向で推移すると見込まれます。

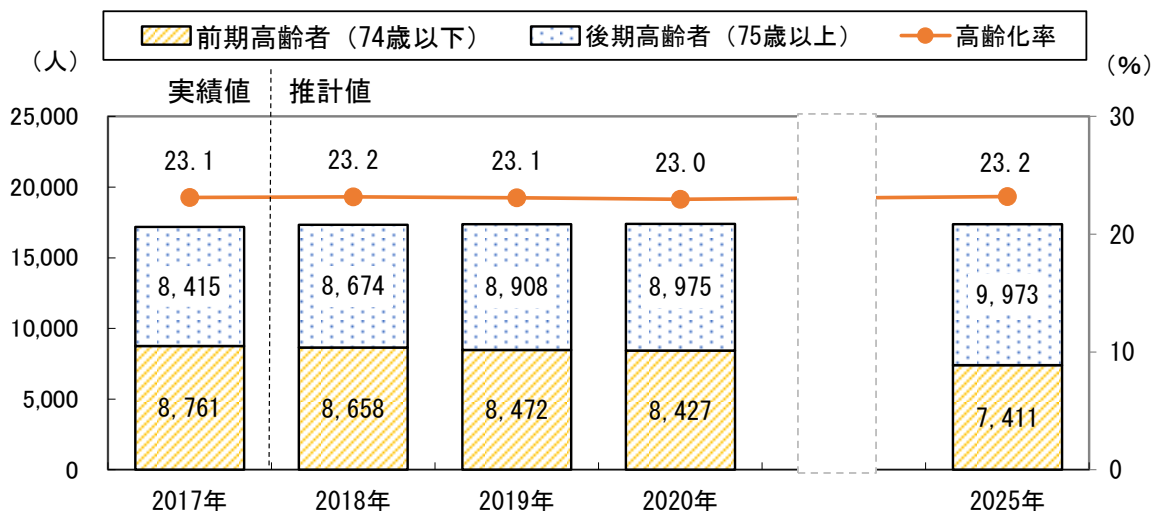
前期高齢者、後期高齢者の割合は、計画期間の平成30年(2018年)は前期高齢者が後期高齢者とほぼ同じ割合ですが、平成31年(2019年)以降は逆転して、後期高齢者が前期高齢者を上回って推移すると見込まれます。

■人口の将来見込み

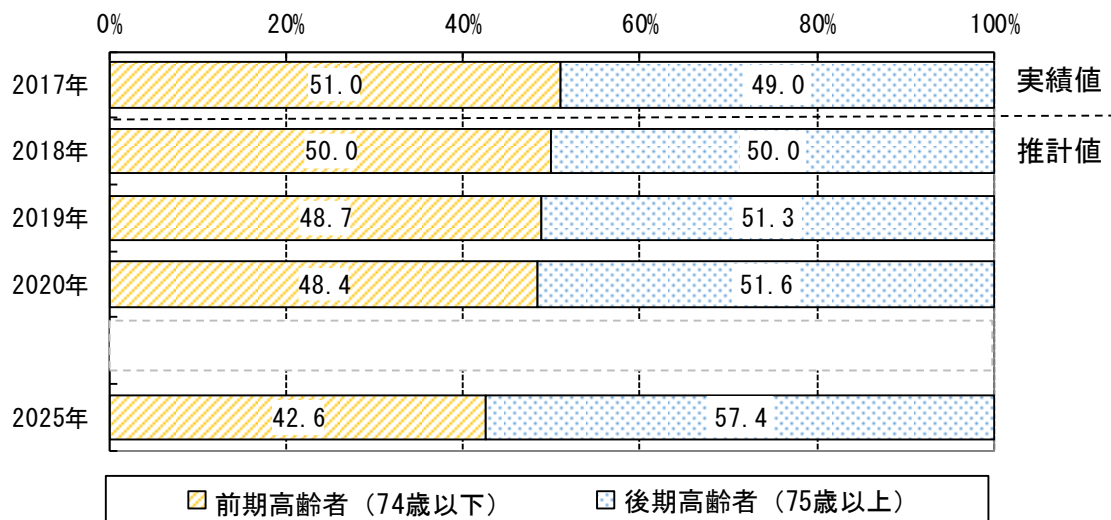


※平成25~29年の住民基本台帳人口からコーホート変化率法により推計

■前期高齢者・後期高齢者の推移



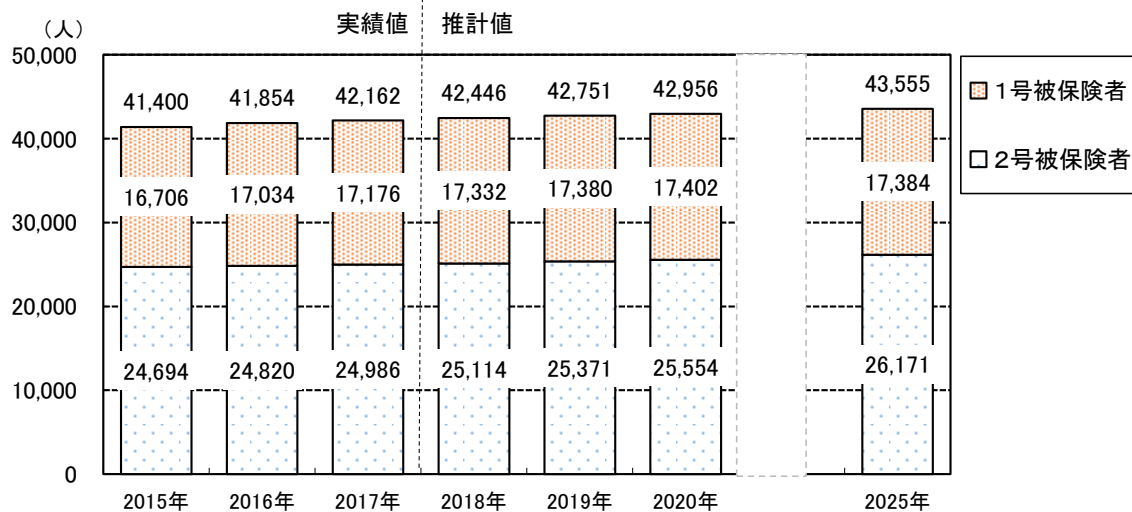
■前期高齢者と後期高齢者割合の推移



④第1号被保険者数と第2号被保険者数の推移と将来推計

第1号被保険者数及び第2号被保険者数は今後も増加傾向で推移すると見込まれます。

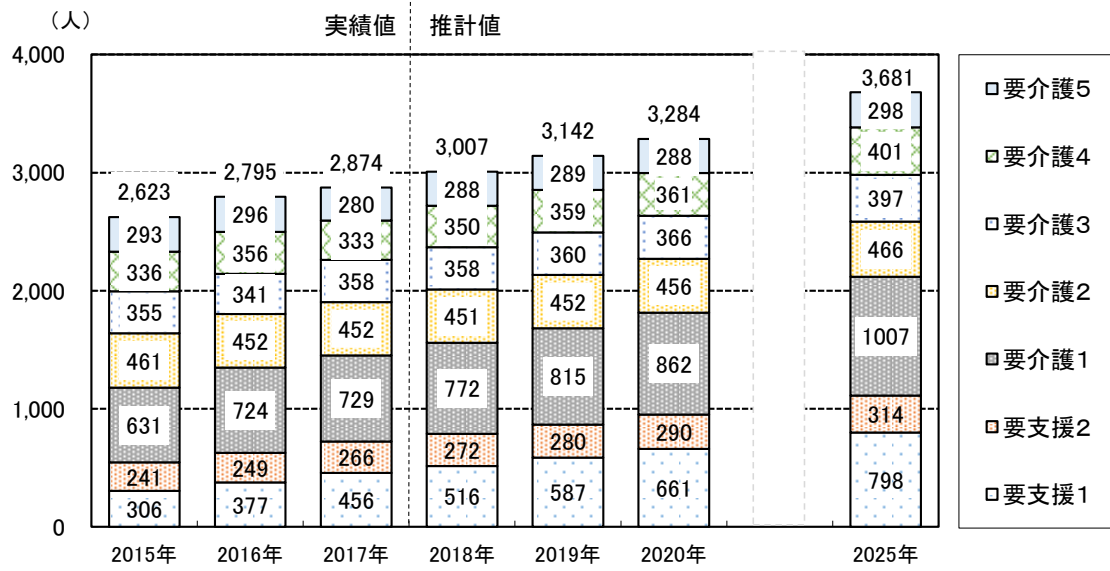
■第1号被保険者・第2号被保険者数の推移と将来推計



⑤要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数についてみると、平成29年（2017年）10月1日現在で2,874人となっており、近年は増加傾向です。2020年と平成29年（2017年）を比較すると、要支援1の増加割合が大きくなっています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：見える化システム

⑥施設・居住系サービス利用者

施設サービス利用者数は、本計画の最終年度の2020年度には498人、居住系サービス利用者は、介護予防を含めて429人になると推計されます。

■施設サービス利用者数の推移・将来推計 (単位：人)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
施設サービス利用者数	434	438	414	444	480	498	579
介護老人福祉施設	300	290	291	313	346	361	373
介護老人保健施設	117	125	106	111	114	117	178
介護療養型医療施設	17	23	17	19	17	16	
介護医療院				1	3	4	28
施設利用者のうち要介護4・5	269	263	244	271	290	303	347
施設利用者に対する要介護4・5の者の割合	62.0%	60.0%	58.9%	61.0%	60.4%	60.8%	59.9%

■居住系サービス利用者数の推移・将来推計 (単位：人)

区 分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
①居住系サービス利用者数(介護)	234	255	278	318	354	371	412
認知症対応型共同生活介護	54	59	54	78	79	79	88
特定施設入居者生活介護	180	196	221	240	275	292	324
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
②居住系サービス利用者(予防)	22	31	40	42	49	58	86
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	22	31	40	42	49	58	86

※2017年度以降は推計値

⑦日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた身近な地域において自立した日常生活を営むことができるようにするために、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況などを総合的に勘案して定める圏域です。

本市においては、以上の状況などを総合的に勘案した結果、引き続き1圏域とします。



(3) アンケート調査結果からの課題

【高齢者の社会参加等】

①地域活動等への参加頻度（65歳以上一般高齢者）

以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

会・グループ等への参加頻度は、すべての項目で「参加していない」が40%以上と多くなっています。参加割合が多いものを週1回以上でみると、「スポーツ関係のグループ」（18.5%）、「収入のある仕事」（18.0%）、「趣味関係のグループ」（15.4%）などとなっています。月1～3回は「趣味関係のグループ」（10.2%）、年に数回は「町内会・自治会」（12.0%）がそれぞれ多くなっています。

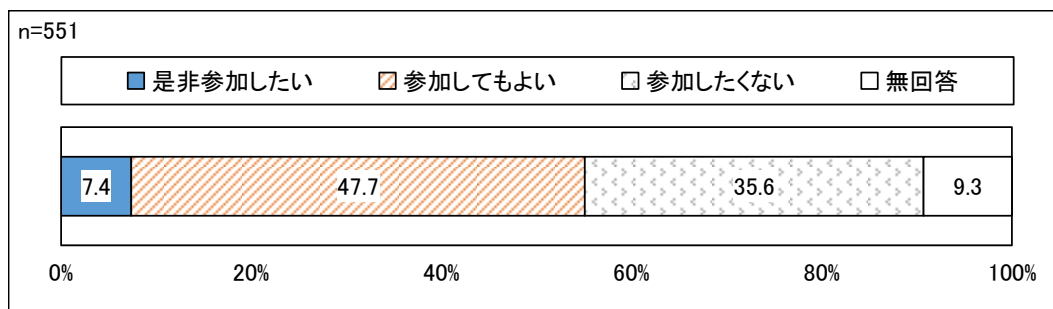
(単位：%)

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
ボランティアのグループ	0.9	1.3	2.9	4.7	4.7	49.9	35.6
スポーツ関係のグループ	4.9	7.6	6.0	3.3	1.8	45.0	31.4
趣味関係のグループ	2.9	6.9	5.6	10.2	5.4	41.4	27.6
学習・教養サークル	0.5	1.3	2.7	4.2	4.4	49.9	37.0
老人クラブ	0.2	0.4	1.3	2.7	3.8	55.0	36.7
町内会・自治会	0.4	0.7	1.8	5.3	12.0	45.6	34.3
収入のある仕事	11.1	6.2	0.7	2.0	0.9	45.2	33.9

②地域活動への参加者としての参加意向（65歳以上一般高齢者）

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。

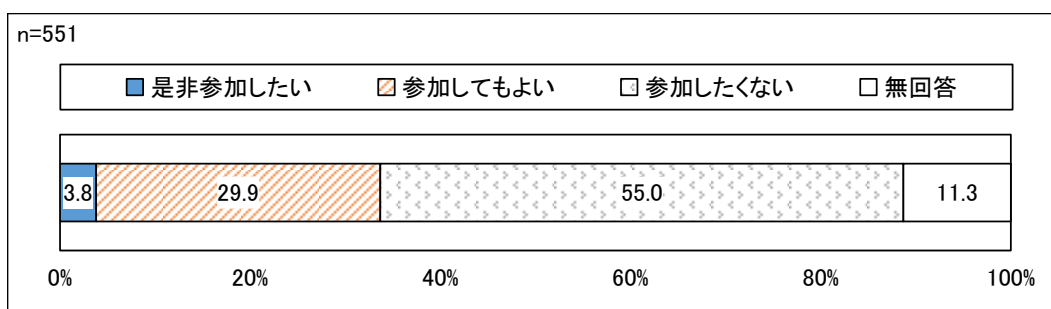
地域住民による活動に参加者として参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が7.4%、「参加してもよい」が47.7%と、参加意向有りは55.1%となっています。一方、35.6%は「参加したくない」と回答しています。



③地域活動への企画・運営としての参加意向（65歳以上一般高齢者）

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。

地域住民による活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいか尋ねたところ、「是非参加したい」が3.8%、「参加してもよい」が29.9%と、参加意向有りは33.7%となっています。一方、55.0%は「参加したくない」と回答しています。



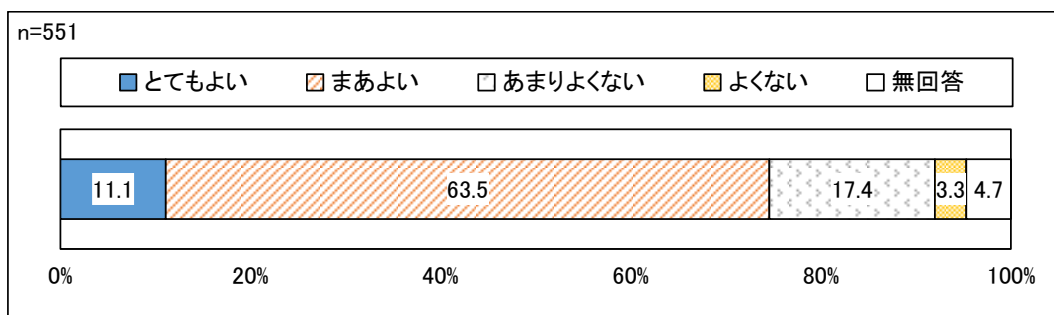
【健康づくり・介護予防等】

④主観的健康観（65歳以上一般高齢者）

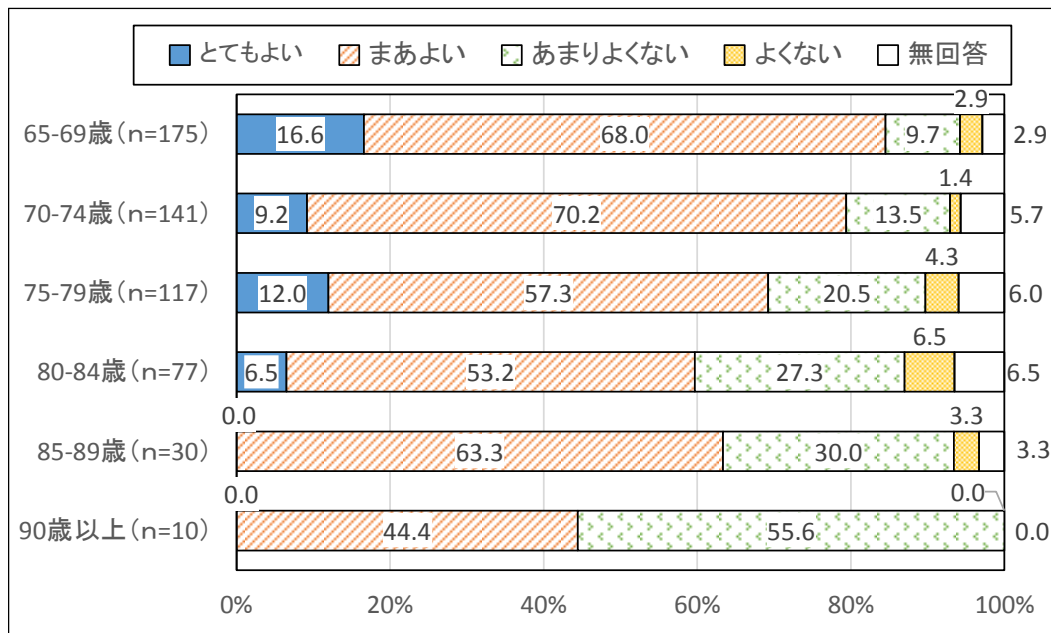
現在のあなたの健康状態はいかがですか。

現在の健康状態では、「まあよい」が63.5%で最も多く、次いで、「あまりよくない」が17.4%、「とてもよい」が11.1%、「よくない」が3.3%となっています。大別して、『健康状態がよいと思う人の割合』（「とてもよい」及び「まあよい」の合計）は74.6%を占めています。

年齢別にみると、年齢が高くなると『健康状態がよいと思う人の割合』（「とてもよい」及び「まあよい」の合計）が低くなる傾向がうかがえます。



■健康状態年齢別クロス集計



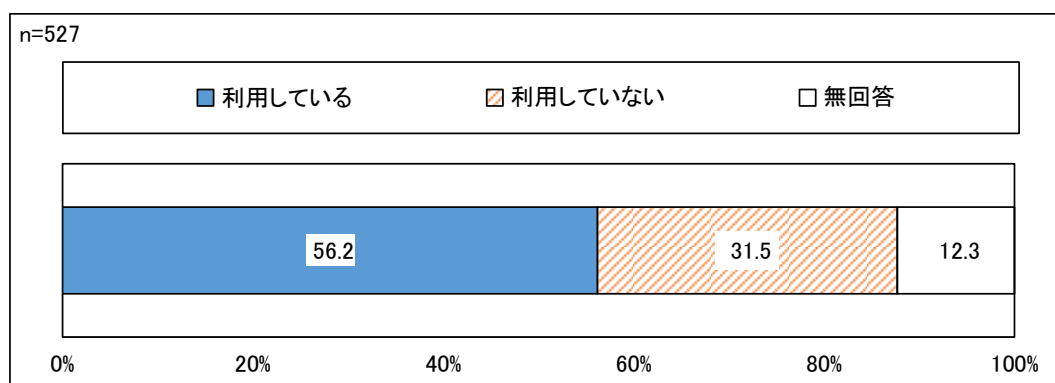
【介護保険サービス】

⑤介護保険サービスの利用状況（要支援・要介護認定者）

現在（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか。

現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用しているかを尋ねたところ、「利用している」が56.2%、「利用していない」が31.5%となっています。

また、要介護度別に（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスの利用状況をみると、要介護度が高く（重度）なるに従って、利用割合も高くなる傾向となっています。



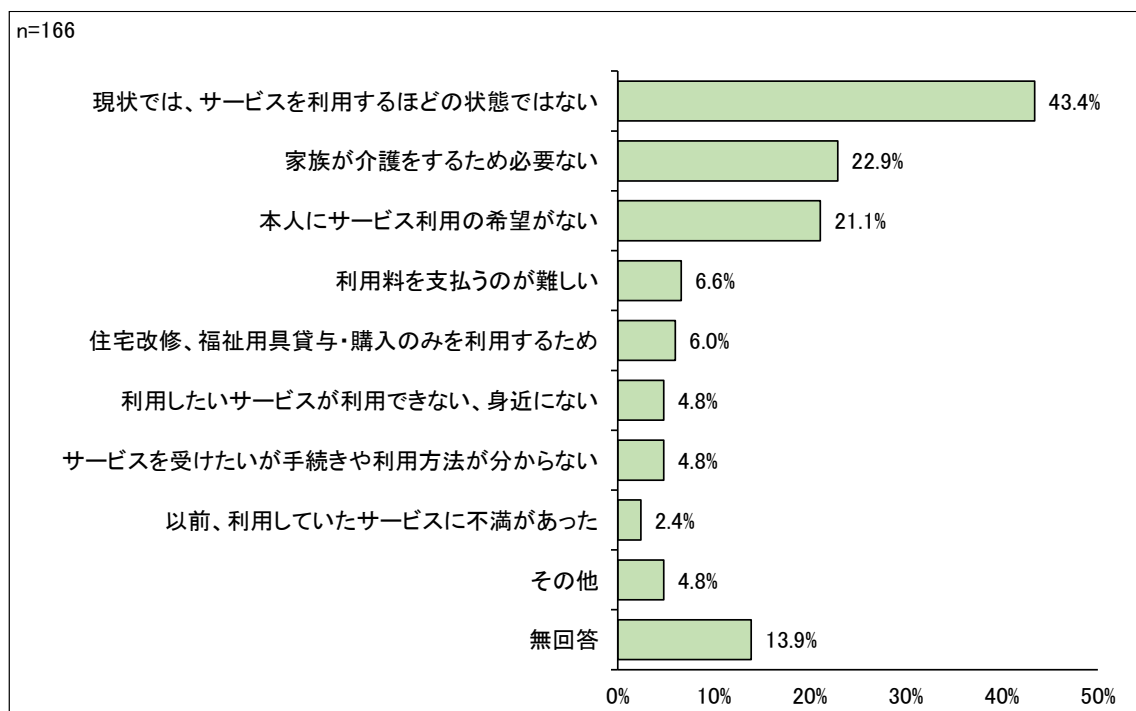
■要介護度×介護保険サービスの利用状況クロス集計

	利用している	利用していない	無回答	合計
全体	296人 56.2%	166人 31.5%	65人 12.3%	527人 100.0%
要支援1	31人 36.9%	36人 42.9%	17人 20.2%	84人 100.0%
要支援2	61人 54.0%	36人 31.9%	16人 14.2%	113人 100.0%
要介護1	66人 59.5%	37人 33.3%	8人 7.2%	111人 100.0%
要介護2	68人 54.4%	39人 31.2%	18人 14.4%	125人 100.0%
要介護3	32人 72.7%	11人 25.0%	1人 2.3%	44人 100.0%
要介護4	21人 75.0%	5人 17.9%	2人 7.1%	28人 100.0%
要介護5	15人 83.3%	1人 5.6%	2人 11.1%	18人 100.0%
無回答	2人 50.0%	1人 25.0%	1人 25.0%	4人 100.0%

⑥介護保険サービスを利用していない理由（要支援・要介護認定者）

介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。（複数選択可）

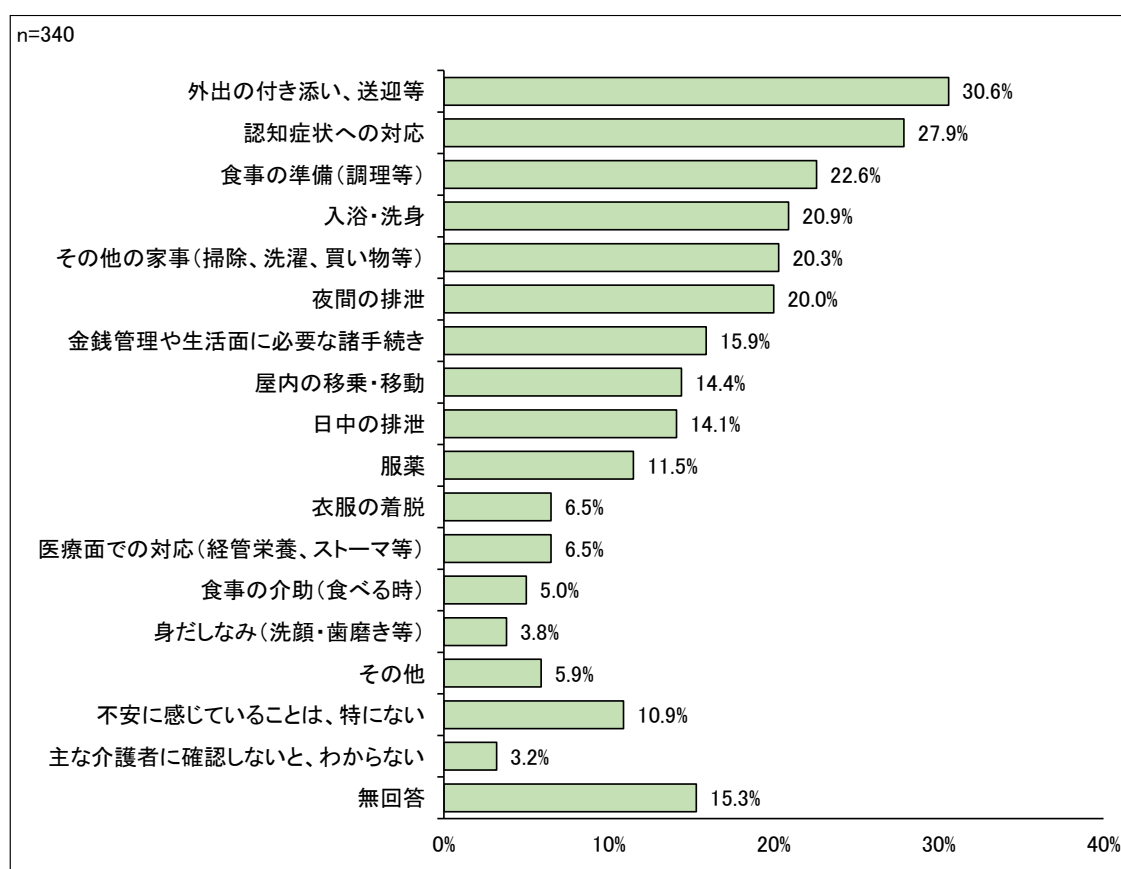
介護保険サービスを利用していないと回答した人にその理由を尋ねたところ、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」（43.4%）、「家族が介護をするため必要ない」（22.9%）、「本人にサービス利用の希望がない」（21.1%）などの順となっています。



⑦不安を感じる介護について（要支援・要介護認定者）

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください。（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

現在の生活を継続していくにあたり、不安を感じる介護等を尋ねたところ、「外出の付き添い、送迎等」（30.6%）、「認知症状への対応」（27.9%）、「食事の準備（調理等）」（22.6%）、「入浴・洗身」（20.9%）、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（20.3%）、「夜間の排泄」（20.0%）についてが上位にあげられています。



(4) アンケート結果による現状と課題

① 高齢者の社会参加等

ボランティアグループをはじめとした地域活動への参加頻度を見ると、いずれも「参加していない」割合が4割以上となっています。また、地域活動への参加者としての参加意向は5割を超えています。

高齢者が豊かな生活を送るには、それぞれの趣味に応じた活動を行うとともに、地域の様々な人と接する機会をもつことが重要です。高齢者の社会参加と生きがいつくりの場や環境づくりが課題です。

② 健康づくり・介護予防等

65歳以上一般高齢者の主観的な健康観では、健康状態が良いと思っている人は74.6%を占めています。年齢別にみると、高齢になるほど健康状態が良いと思う人の割合が減少しています。

今後、高齢者人口の継続的な増加が見込まれている中で、高齢者一人ひとりが健康でいきいきと暮らすために、日常的な健康づくり・介護予防が課題です。

③ 介護保険サービス

介護保険サービスの利用状況は、要支援・要介護認定者の56.2%となっています。介護度別の利用状況では、要介護度が高く（重度）なるにしたがって利用の割合が高くなる傾向となっています。

また、利用しない理由では「利用料を支払うのが難しい」や「サービスを受けたいが手続きや利用方法がわからない」等があげられていることから対策を検討する必要があります。

介護者が高齢化する中で安心して介護に取り組めるよう、介護者への支援の充実が課題です。

不安を感じる介護については、「外出時の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」、「食事の準備（調理等）」が上位にあげられていることから、福祉サービスやボランティア等の活用等を含め検討する必要があります。

3 第6期計画の評価

第6期計画（平成27年度（2015年度）～平成29年度（2017年度））の策定にあたっては、上位計画である「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンを踏まえ、高齢者の「生きがいがづくり・社会参加の促進」、「生活支援の充実」、「介護サービスの充実」の3点を基本目標に掲げました。

1点目の「生きがいがづくり・社会参加の促進」では、松原会館、けやき荘、交流プラザさくらといった施設や高齢者クラブでの活動を通じて孤立しがちな高齢者の交流を図り、シルバー人材センターによる社会参加や就業機会の提供に努めるなどしました。しかしながら、年金支給開始年齢の引き上げや企業の定年延長といった雇用環境の変化もあり、利用者や会員数は横ばいまたは減少し、計画値ともかい離が生じています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域活動や社会活動への参加意向は高いことが示されていますので、事業内容の充実や情報提供の方法について研究が必要です。

2点目の「生活支援の充実」では、平成27年度（2015年度）より2か所目となる地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談支援にきめ細かく対応できるようしたほか、一般介護予防事業として「いきいき百歳体操」を中心とした地域の通いの場の開設と運営支援に努めました。

介護予防・日常生活支援総合事業に関しては、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者のニーズを把握し支援するためのサービス開発等を検討する「蕨市地域支え合い推進協議会」の設置をはじめ、地域福祉フォーラムの開催、生活支援ボランティアの養成、交流サロンの開設、有償ボランティアの仕組みづくりに取り組みました。本事業は、平成28年度（2016年度）より開始していますが、新たな生活支援サービスの実施については検討課題となっています。

その他、民間事業者との高齢者見守り協定を新たに締結するなど、高齢者を支える地域づくりを進めています。

3点目の「介護サービスの充実」では、特に施策・事業の展開として、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいます。具体的には地域の蕨戸田市医師会、蕨戸田歯科医師会、蕨薬剤師会等の医療関係者や介護に関わる事業者などで医療・介護連携ネットワーク会議を設置し、医療と介護のサービスを切れ目なく提供するための課題検討や、お互いに顔の見える関係づくりに努めました。また、認知症対策として平成27年度（2015年度）に認知症地域支援推進

員を配置し、新たな認知症サポーターの養成や、認知症の方やその家族、認知症について知りたいという方が気軽に通え、相談もできるオレンジカフェ・クローバーを開設しました。

介護サービスの基盤整備を行うため公募を計画していた地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）と認知症対応型通所介護（認知症デイ）がそれぞれ1事業所開設となりました。定期巡回・随時対応型訪問介護看護については応募がありませんでしたので、第7期計画でも引き続き公募する予定です。なお、地域密着型介護老人福祉施設（ミニ特養）については、社会福祉法人より市内で広域型（90床）の整備計画が提出されたことに伴い、公募を見送ることとし、特別養護老人ホーム用地確保奨励金などによる開設支援を行っています。

こうした取り組みとあわせて介護保険サービスの適正な提供に努めた結果、介護保険給付費は第6期計画の92.6%、地域支援事業費は計画値の121.1%になると推計され、その合計額は計画値の範囲内となっています。また、平成29年度（2017年度）より歯科医師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士といった各分野の専門職からケアプランに対するアドバイスを受ける自立支援型地域ケア会議を開始しました。高齢者の環境や状態にあった生活機能向上や維持、悪化防止に資するサービス提供とともに、地域の課題を抽出し施策に反映していくことで、地域包括ケアシステムの深化を図ります。



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

基本理念

みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまち わらび

～やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりをめざして～

本計画では、「コンパクトシティ蕨」将来ビジョンの高齢者支援に関する目標である、「高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや介護予防、地域への参加の促進、就労の機会づくりなどを進め、高齢になっても健康で生きがいを持ち、できる限り自立した生活を送ることができる環境づくり」を目指して、「高齢者の健康と生きがいづくり」、「高齢者福祉サービスの充実」、「介護サービスの充実」、「地域支援事業の充実」の4つの施策を中心に取組めます。

全国的な人口の将来推計等から、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降も高齢者の数は増加し、高齢者のみの世帯、認知症高齢者、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加や、介護職員の不足などの課題があるとされ、自立した生活を保つために必要な支援や、家族や近隣との助け合いなどを含めた地域づくりとともに、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。

本市においても、みんなにあたたかく健康で安心して暮らせるまちを目指して日本一コンパクトな市域と活発なコミュニティ活動などの地域資源を活かした、蕨らしい地域包括ケアシステムを構築するために、やさしさと思いやりがあり、地域で支えあうまちづくりを進めていきます。

2 基本目標

基本理念を達成するための基本となる目標を設定します。

本市の基本目標は、第6期計画を継承・発展させ、「高齢者の健康と生きがいづくり」、「高齢者福祉サービスの充実」、「介護サービスの充実」、「地域支援事業の充実」とします。

(1) 高齢者の健康と生きがいづくり

明るく活力ある社会を確立するためには、高齢者が社会を支える大切な一員としての意欲を持ち続けることが重要であり、住み慣れた地域社会で自らの知識や経験を活かすことができる多くの機会に恵まれていることが必要です。

そのため、高齢者の就労支援や高齢者クラブ活動、様々な分野でのボランティア活動による社会貢献など、高齢者の社会参加意欲を活かすことのできる環境づくりを推進します。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 25

(2) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者を含めたすべての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、高齢者に適した住宅改修の支援など高齢者にやさしい住環境づくりに努めます。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 26

(3) 介護サービスの充実

介護保険制度の安定的な運営や介護給付の適正化、需要に応じた介護サービスを供給する基盤づくりを行い、安心して介護サービスを利用できるまちづくりを目指します。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 27

(4) 地域支援事業の充実

高齢化が進んでいく社会では、高齢者が要支援・要介護状態にならないように、またはその状態が悪化しないようにする健康づくり、「介護予防」の取組を強かに推進することが重要です。

介護予防の取組には、要支援認定者を対象とした介護予防給付や総合事業として実施されるもの、要支援、要介護状態等になる前の方を対象に実施するもの、地域住民やボランティア等の自主的な活動として実施されているものなどがあります。これらのサービスや取組が連続性・一貫性をもって提供されるよう、関係機関が連携し、心身の健康づくりが実践されるよう努めていくとともに、介護予防や生活支援のための施策を推進します。

※関連計画「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン：施策 26、27



3 施策の方向性

基本目標を達成するため、次のとおり施策の方向性を掲げます。

(1) 高齢者の健康と生きがいつくり

1 健康づくりの推進

「わらび健康アップ計画」と連携し、いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康への関心を高めるとともに、生活習慣病予防の強化に取り組みます。

2 生涯学習・スポーツの推進

高齢者の学習・創作活動の参加促進や、気軽に参加できるスポーツ活動の普及を図り、仲間との交流や生きがいつくりにつなげます。

3 余暇活動の充実

高齢者が長年培ってきた経験と知識・技能を生かしながら充実した生活が送れるよう、活動場所や交流機会の提供を行い、社会参加を推進します。

4 地域活動への支援

地域で互いに支え合うコミュニティを形成するための地域ボランティアの育成や、ネットワークの構築を図り、見守り体制の推進など地域活動を支援していきます。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

1 福祉サービスの充実

高齢者福祉サービスとして、各種の給付制度や助成制度の周知、活用の促進を図り、経済的な支援を実施します。

2 福祉のまちづくり

高齢者や市民が安心して生活することができるよう、公共施設の改修や集合住宅建替え時におけるユニバーサルデザインの推進ほか、コミュニティバスによる移動・外出支援に取り組めます。

(3) 介護サービスの充実

1 介護サービスの充実と介護保険制度の適正な運営

介護保険事業計画に基づき、必要なサービス量に見合う供給体制の確保に努めるとともに、サービスが利用者に適切に選択され円滑に利用されるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

2 居宅サービス

介護を必要とする状態になっても、できるかぎり住み慣れた地域で生活を継続できるよう、各サービスの充実に努めます。

3 地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備について公募を行うなど、365日切れ目なく支えていく体制づくりを推進します。

4 施設サービス

利用希望者の多い特別養護老人ホームの整備支援等に取り組み、入所待機者の解消と施設サービスの充実に努めます。

(4) 地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者及び生活機能低下のおそれがある高齢者に、介護予防事業や生活支援、見守りなど、地域で高齢者を支える多様なサービス基盤の整備に取り組みます。

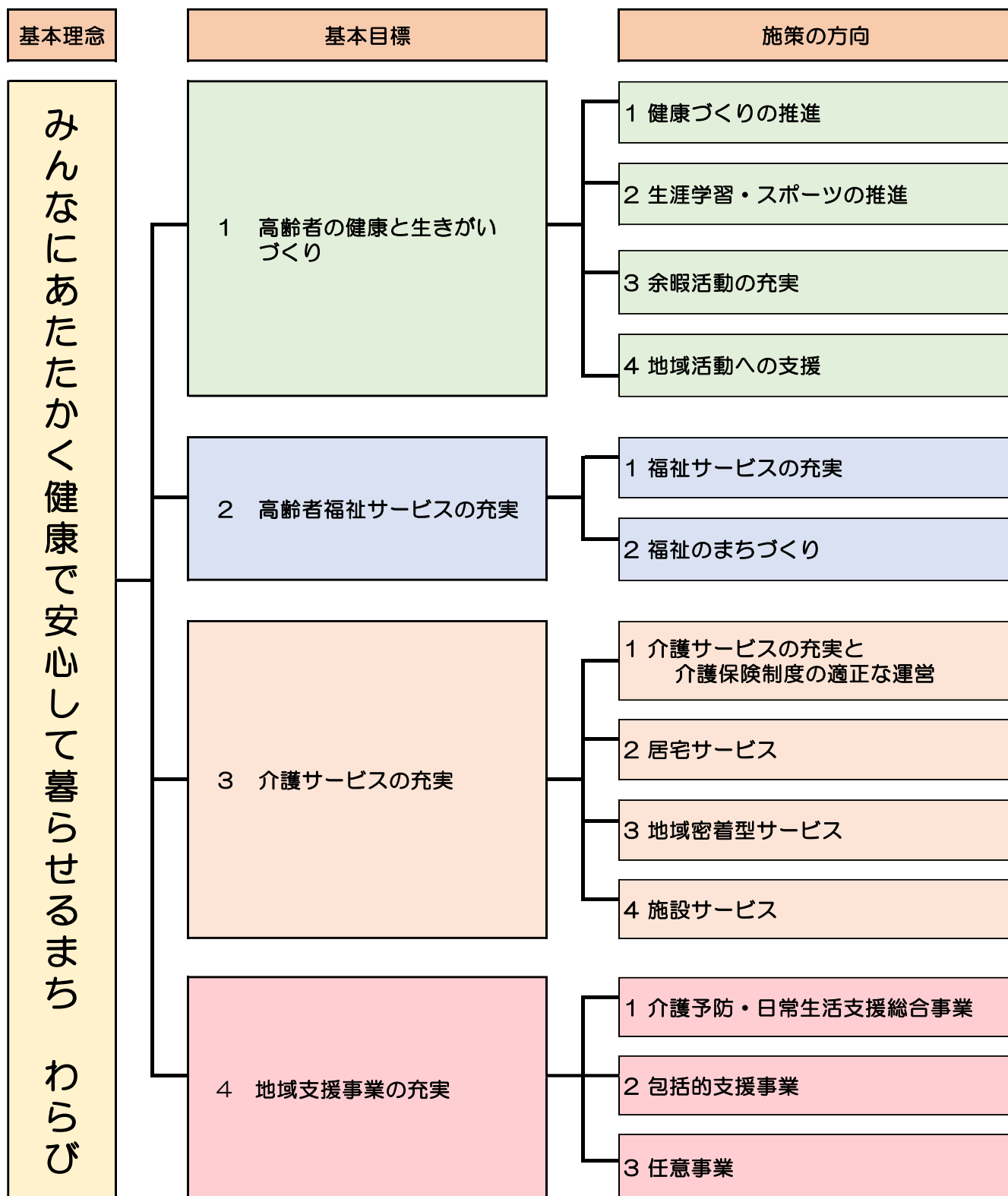
2 包括的支援事業

地域包括支援センターを中心に、高齢者の総合相談や権利擁護に取り組むほか、在宅医療と介護の連携推進や認知症予防・支援事業を推進します。

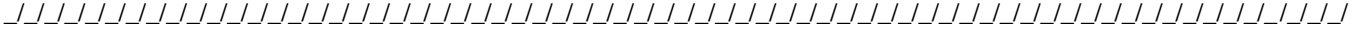
3 任意事業

介護をしている家族への支援や、住宅改修や配食サービスなど高齢者の自立した生活を支援するための事業を実施します。

4 施策の体系



第 2 部



各 論

第2部 各論

第1編 高齢者福祉計画

第1章 高齢者の健康と生きがいづくり

1 健康づくりの推進

1-1 健康の増進

事業の内容

健康寿命のさらなる延伸に向けて、身体・心理・社会的機能の維持・増進を図り、健康度の高い高齢者については社会参加や社会貢献を促進し、高齢者一人ひとりの特性に応じて生活の質 QOL（Quality of life）の向上を図っていくことが重要になってきます。

健康は個人の意識と行動だけでなく、個人を取り巻く社会環境により大きく影響を受けます。そのため社会全体が相互に支え合いながら、健康リスクを低減していくことが必要になります。本市では高齢者の健康と生きがいづくりを推進するため、広報紙やパンフレット、市のホームページ等により健康に関する情報を提供するほか、市民が主体的に行う健康づくりの取り組みを支援します。

現状と課題

近年、がんや心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病が増加しており、予防と治療のためには、生活習慣を改善し、それぞれのライフステージに応じた主体的な健康管理が必要となります。そのため、保健センターや医療機関、民間団体などとの連携を図りながら、「自分の健康は自分でつくる」という意識付けを行っていくことが大切です。

第7期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、現在の健康状態は「とてもよい」または「まあよい」と回答した割合は74.6%ですが、年齢別では高齢になるにしたがって、「あまりよくない」の回答割合が増加していることから、生涯を通して、健康でいきいきとした生活を送るためにも、健康づくりを支援していく必要があります。

施策の方向

「わらび健康アップ計画」と連携し、いつまでも健康でいきいきとした生活が送れるよう、健康への関心を高めるとともに、生活習慣病や寝たきり、認知症予防など、要支援・要介護状態にならないよう、介護予防事業を充実していきます。

また、広報紙やパンフレット、市のホームページなどにより、健康に関する情報を提供し、主体的な健康づくりを支援します。

■具体的取り組み

①運動機能の向上	埼玉県が行う「健康長寿埼玉プロジェクト」と連携し、誰でも気軽にできるウォーキングなどの指導・普及に努めます。
②転倒骨折予防	高齢者になると足腰が弱くなり、転倒・転落などにより容易に骨折してしまふことがあります。寝たきりや閉じこもり、認知症予防のためにも、「転倒予防・寝たきり防止事業」などを実施し、骨折予防に関する正しい知識の普及に努めます。
③栄養改善	生活習慣病を予防するためには、栄養のあるバランスのとれた食事や継続的な運動など正しい生活習慣を身につけることが必要です。そのため、一人ひとりのライフスタイルに合った食生活の改善指導を充実させます。
④口腔機能の改善	国が推進している「8020(はちまるにいまる)運動」の趣旨(80歳まで健康な自分の歯を20本以上維持する)の実現のため、定期的な歯科検診の受診など、自主的努力の促進を図るとともに、ブラッシング指導や入れ歯の手入れなど、歯周疾患の予防対策を強化します。

1-2 介護予防の推進と支援

1-2-1 健康診査及び各種検診など

事業の内容

がん、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病を予防する対策の一環としてスクリーニングの結果、必要な方に対して生活習慣改善のための栄養や運動などに関する保健指導及び健康管理に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

また、健康診査後の保健指導などによる個別の指導を強化し、生活習慣病の予防に努めます。

現状と課題

がんの早期発見、治療につながる検診の実施については大変重要な課題であるため、今後も対象となる市民の方に個別受診券を送付するなど、周知に努める必要があります。

また、生活習慣病が増加していることから、健康診査後の保健指導などフォロー体制

を強化していく必要があります。

高齢になるに従って、骨量が減少し、骨粗しょう症にかかりやすくなります。寝たきりの原因となる骨折を防ぐためにも自分の骨量を知り、日常生活を見直すことが重要です。そのため、骨粗しょう症検診の必要性を呼びかけるとともに、受診しやすい体制を整備する必要があります。

高齢者や要介護者の口腔ケアは、高齢者等の歯科疾患の重症化予防だけでなく、食生活の充実など生活の質 QOL（Quality of life）を高め、元気な高齢者等を増やし、健康寿命の延伸に寄与することから、歯科検診の重要性について周知・啓発に努める必要があります。

各医療保険者には、40歳以上の被保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられています。

施策の方向

健康診査の意義を市民に広め、健康づくりに生かしてもらえるように働きかけるとともに、医療機関に対しても協力を求めます。

また、健康診査後の保健指導などによる個別の指導を強化し、生活習慣病の予防に努めます。

がん検診など各種検診の重要性を健康教育の場で周知・啓発するとともに、未受診者を含めた健康管理の必要性について理解を求め、受診しやすい検診体制の充実を図ります。

広報紙や市のホームページなどを活用して情報を提供し、受診率の向上に努めます。

■健康診査の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
特定健康診査受診者数（人）	4,940	4,680	4,510	4,660	5,029	5,426
受診率（％）	41.0	41.1	42.0	45.0	48.0	51.0
後期高齢者健康診査受診者数（人）	3,736	3,698	3,878	4,091	4,355	4,539
受診率（％）	51.1	49.1	49.5	50.0	50.5	51.0

※2017年度は見込値

■がん検診の実施状況と計画値

① 胃がん（40歳以上）の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受診者数（人）	1,170	1,170	1,526	2,071	2,615	3,159
受診率（%）	5.7	6.0	7.8	10.6	13.4	16.2

※2017年度は見込値

② 大腸がん（30歳以上）の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受診者数（人）	4,041	3,422	3,675	4,025	4,374	4,723
受診率（%）	17.3	15.0	16.6	18.2	19.8	21.4

※2017年度は見込値

③ 乳がん（30歳以上）の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受診者数（人）	3,220	2,779	2,992	3,238	3,483	3,728
受診率（%）	22.1	20.0	21.6	23.4	25.2	27.0

※2017年度は見込値

④ 子宮がん（20歳以上）の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受診者数（人）	2,826	2,790	3,045	3,428	3,810	4,192
受診率（%）	17.4	17.7	19.7	22.2	24.7	27.2

※2017年度は見込値

⑤ 肺がん（40歳以上）の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
受診者数（人）	9,851	9,166	9,350	9,379	9,466	9,554
受診率（％）	47.8	47.0	47.8	48.0	48.5	49.0

※2017年度は見込値

1-2-2 健康相談と健康教育

事業の内容

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な支援を行う一方、増加がみられる精神面についての相談体制の充実を図ります。

成人健康相談、栄養相談、保健師による電話相談を行い、生活習慣病予防については、健診後に一人ひとりに合ったフォローを行います。

健康教育は生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、集団や個別の方法で正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより「自らの健康は自らが守る」という認識や自覚を高め、心身の健康の保持増進を目的に行います。

現状と課題

月1回、成人健康相談・栄養相談を実施しています。また、火曜日と木曜日の午前中には保健師による電話相談を行っています。

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な支援をしていきます。近年、精神面に関する相談が増加しており、高齢者のうつ症状などにも対応するよう相談体制の充実を図ります。今後もより多くの市民への健康づくり支援となるよう、興味を喚起する企画や広報の工夫などにより参加者拡大を図っていく必要があります。

施策の方向

生活習慣病予防について、健診後に一人ひとりに合ったフォローを行います。また、健診未受診者に、受診を促す働きかけも行います。個人のライフスタイルに合わせた生活習慣改善をし、個別と集団の健康教育を併せながら継続性を持った事業の展開を図ります。

■健康相談の実施状況と計画値（成人健康相談・栄養相談・こころの健康相談）

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加延人数（人）	40	33	37	40	43	46

※2017年度は見込値

■電話相談の実施状況と計画値（上記相談以外・精神面の相談を含む）

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加延人数（人）	212	288	251	260	275	290

※2017年度は見込値

■健康教育の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数（回）	3	3	3	3	4	4
参加延人数（人）	114	64	90	90	100	100

※2017年度は見込値

2 生涯学習・スポーツの推進

2-1 学習活動・創作活動等の促進

事業の内容

時代のニーズにあった公民館講座などの開設を協議することを検討するなど、高齢者の学習活動、創作活動への参加を促進します。

現状と課題

高齢者一人ひとりが、生きがいを持って健康で豊かな高齢期を過ごすことは、生活の質 QOL (Quality of life) を高めるという観点からも極めて重要であり、その居住地域で積極的に社会参加を行っていくことが求められています。

めまぐるしい時代の変化により、高齢者のライフスタイルや価値観が多様化しています。また、携帯電話・パソコンの普及に伴い情報の電子化が進んでおり、こうした社会の変化に対応していくためにも、高齢者を対象としたパソコンやインターネット講座の開講をはじめ、高齢者の趣向に応じて既存の講座内容を見直すなど、高齢者の社会参加の機会を充実していく必要があります。

また、さまざまな活動に高齢者が参加していけるよう、広報紙や市のホームページなどを通じて周知を図ることが重要です。

施策の方向

今後も、時代のニーズにあった講座の開設を検討するなど、より一層内容の充実を図り、参加者数の拡大に努めます。

2-2 スポーツ・レクリエーション活動の振興

事業の内容

適度な運動習慣を身に付けるように啓発し、気軽に参加できるスポーツ活動の普及を図ります。

高齢者の健康づくりとして、身体の状態に応じ、気軽に参加できるスポーツの普及と高齢者を対象としたスポーツ教室の充実を図ります。

高齢者が気軽に参加できるスポーツを取り入れるなど、スポーツを通じた仲間づくりと世代間交流の機会を提供します。

現状と課題

健康で元気に暮らすことは高齢者ばかりでなく、すべての市民の願いであり、スポーツ・レクリエーションは、健康の保持増進を図るために、大変重要な役割を果たします。また、多くの活動を通じて社会との結びつきが保たれ、仲間との交流は、生きがいづくり、認知症予防につながります。そのため、高齢期を元気にいきいきと過ごすためにスポーツ・レクリエーション活動の充実が必要です。

施策の方向

高齢者の健康づくりとして、その身体の状態に応じ、気軽に参加できるスポーツの普及を図り、高齢者を対象としたスポーツ教室の充実を図ります。

また、高齢者が気軽に参加できるスポーツを取り入れるなど、スポーツを通じた仲間づくりと世代間交流の機会を提供します。



3 余暇活動の充実

3-1 高齢者の自主活動の促進

事業の内容

高齢者一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして充実した生活が送れるよう、活動場所や交流機会の提供を行い、高齢者の社会参加を促進します。

- ①交流プラザさくら（みつわ苑）
- ②老人福祉センター（けやき荘・松原会館）
- ③高齢者クラブ支援事業
- ④高齢者向け健康事業（公民館）

現状と課題

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすためには、高齢者が培ってきた豊かな経験、知識及び技術等を地域社会で発揮しながら、いきいきとした生活を送ることができるように、社会参加の支援及び基盤整備を行う必要があります。

高齢者は、地域や社会への高い参加意識を持っており、地域活動等に気軽に参加できる環境づくりが求められています。

第7期茨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、会やグループ等への参加状況では、趣味関係のグループが31.0%、スポーツ関係のグループやクラブが23.6%、収入のある仕事が20.9%となっています。

多くの高齢者が参加できるよう、高齢者の体力や健康状態に見合った活動内容の工夫と周知、積極的な仲間づくりへの支援が課題になります。

施策の方向

高齢者一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして充実した生活が送れるよう、活動場所や交流機会の提供を行い、高齢者の社会参加を促進します。そして、高齢者のさまざまな社会活動が地域の活性化につながっていくよう、高齢者の社会参加を支援する体制を整備します。

①交流プラザさくら（みつわ苑）

事業の内容

老人福祉センターより小規模な施設で、60歳以上の高齢者を対象に、心身の健康増進を図るため、教養の向上、レクリエーションなどの場を提供する施設です。児童館などもある複合施設のため、世代間交流の推進も図っています。

現状と課題

小規模な施設なので、一度に利用できる人数はあまり多くありませんが、教養の向上などを目的とした各種講座が開催され、多くの高齢者が利用しています。

施策の方向

高齢者が利用しやすい環境の整備に努め、利用の促進を図ります。

■交流プラザさくら（みつわ苑）の利用状況と計画値

	利用状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加延人数（人）	10,526	9,833	9,100	9,200	9,300	9,400

※2017年度は見込値

②老人福祉センター（けやき荘・松原会館）

事業の内容

老人福祉センター（けやき荘・松原会館）は、高齢者に対し、憩いと安らぎの場を提供し、健康の増進や教養の向上及びレクリエーションなどのための場を総合的に提供する利用施設です。

現状と課題

教養の向上や娯楽の提供を目的とした各種講座などが開催されていますが、利用者数はほぼ横ばいとなっています。そのため、利用者の希望等に応じて、内容を充実していく必要があります。

施策の方向

高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した各種講座を開催するとともに、活動内容等を検討しながら、生きがいづくりと積極的な社会参加を促進します。

また、高齢者がこうした活動に積極的に参加できるよう、情報を提供していきます。

■老人福祉センター（けやき荘）の利用状況と計画値

	利用状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加延人数（人）	21,021	20,001	19,861	19,922	19,984	20,047

※2017年度は見込値

■老人福祉センター（松原会館）の利用状況と計画値

	利用状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加延人数（人）	14,208	14,681	12,100	12,100	12,100	12,100

※2017年度は見込値

③高齢者クラブ支援事業

事業の内容

高齢者クラブは、高齢者の生きがいの増進及び社会参加の促進のために、地域の清掃美化運動をはじめとする社会奉仕活動、教養活動及び健康増進活動を実施するなど、大きな役割を果たしています。

現状と課題

平成28年度（2016年度）の高齢者クラブ数は25クラブ、加入者は1,483人となっており、年間を通して各々のクラブで、教養の向上や健康の増進、レクリエーション、地域社会との交流などに取組んでいます。

新規加入者数は横ばいとなっており、会員数の減少に伴いクラブ自体の維持が難しい状態のクラブもあるため、新規加入者の確保が課題となっています。

施策の方向

スポーツ・文化活動等を主として行っている高齢者クラブの活動を支援することにより、高齢者の生きがいづくりを推進します。

団塊の世代が高齢期を迎え、さらに、高齢者のライフスタイルや価値観も一層多様化してきています。こうしたさまざまな高齢者のニーズに対応できるよう、活動内容を充実させていきます。

■高齢者クラブ支援事業の実施状況と計画値

	利用状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
加入者数（人）	1,537	1,483	1,490	1,498	1,507	1,518
クラブ数（団体）	25	25	25	25	25	25

※2017年度は見込値

④高齢者向け事業（公民館）

事業の内容

家に閉じこもりがちな高齢者、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、その予防や仲間づくり、自立した生活を促進するために、各公民館で高齢者学級や健康・趣味に関する講座などを実施しています。

現状と課題

講座内容によって、参加者数に差がみられることから、今後、高齢者のニーズに合わせた講座内容の工夫を図ります。また、より多くの高齢者が参加できるよう、広報紙などで情報を提供していくとともに、時代や参加者のニーズにあった取り組みを行っていく必要があります。

施策の方向

高齢者のライフスタイルや価値観の変化に対応した講座の開催や、参画型の講座といった運営方法の工夫、生きがいづくりと積極的な社会参加を促進します。

また、高齢者がこうした活動に参加できるよう、広報紙などを活用した情報の提供や、気軽に参加できる事業の取組を推進します。

■高齢者向け事業（公民館）の実施状況と計画値

	利用状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数（回）	141	109	93	106	104	104
参加延人数（人）	3,059	2,552	2,210	3,035	2,995	2,995

※2017年度は見込値

3-2 世代間交流・伝統文化伝承の活動促進

事業の内容

音楽や体操など、高齢者向けにアレンジした事業内容を軸に新たなものも取り入れ、子どもたちの講座でも「ひなまつり会」や「七夕」など、季節の行事を企画し高齢者の参加を呼びかけます。さらにそれぞれの事業の集大成として年に一度「交流プラザさくらまつり」を実施し、昔ながらの遊びなどを通じて高齢者と子どもたちとの交流を深めます。

現状と課題

核家族化などの進展に伴い、地域とのつながりが希薄になっており、お互いに支え合い、協力していく機会が減っています。地域の活性化のためには、さまざまな世代の人々がふれあい、お互いが持っている考え、能力などを理解し合う関係を築いていくことが必要です。そして、自分の住んでいる地域を愛し、家族のような温かい関係をつくっていくことが重要になります。そのため、高齢者の生きがい対策として、高齢者がこれまで習得した知識や技術などを生かし、子どもたちと交流できるよう、世代間交流を推進していく必要があります。

本市では、高齢者と子どもの世代を超えた交流を推進することにより、高齢者福祉の増進と児童の健やかな成長を育むため、「交流プラザさくら」において定期的に交流会を行い、囲碁・将棋、折り紙などのさまざまな教室を通じて高齢者と子どもたちの交流を深めています。

今後も引き続き、高齢者福祉計画との整合性を図りながら、地域の高齢者と子どもたちがふれあうことのできる行事などを積極的に行う必要があります。

施策の方向

地域に昔から伝えられている行事や、文化の伝承を行うことで世代間の交流を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と知識・技能を伝える場として講座、教室などを開催し、地域の交流を深めます。

3-3 高齢者の就労支援

事業の内容

就労意欲のある高齢者の希望を叶え、多様な働き方を支援するため、ハローワーク（公共職業安定所）や埼玉県と連携し、就職相談や就職支援セミナー、求人情報の提供などを行い、高齢者の就業機会の提供を促進していきます。

また、シルバー人材センターでは高齢者のさまざまな働き方に応じた就労機会を提供しており、今後も引き続き事業の拡大を図っていきます。

現状と課題

高齢期の就労は、豊かな老後を送るため、また生きがい対策の一環として孤独感、疎外感を除去するために重要な役割を果たします。このため、高齢者自らが経済を担う労働者として長年培ってきた知識・経験・技能などを有効活用できるよう、高齢者の就労・雇用環境を整備していく必要があります。

施策の方向

高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能などを活用して地域社会に貢献できるよう、雇用の促進と就業機会を提供します。

① シルバー人材センター補助事業

事業の内容

シルバー人材センターは、高齢者の経験や能力を生かし、社会参加と生きがいづくりに貢献し、就業機会を提供するなど重要な役割を果たしているため、その活動を支援していきます。

現状と課題

会員数は減少傾向にありますが、生きがいづくりとしての希望が高いことから、今後も引き続きシルバー人材センターと協議し、事業の充実及び効率的な運営体制を確立していく必要があります。

施策の方向

高齢者が積極的な役割を持ち、いつまでも就労できる機会の拡大を図り、社会の重要な一員として地域を支えていくことができる環境を整備していきます。

また、現在ではいわゆる「団塊の世代」が65歳に到達し、高齢者世代となりましたが、今後も就労意欲と豊富な経験や知識、技能を生かして、地域の活性化が図れるよう支援していきます。

■シルバー人材センター補助事業の登録状況と計画値

	登録状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
会員数(人)	385	358	365	373	381	390

※2017年度は見込値

4 地域活動への支援

4-1 地域における人材の確保

事業の内容

本市では、社会福祉協議会などを中心として、ボランティアの養成、募集・登録などを行っており、福祉をはじめさまざまな分野で多くのボランティアが活躍しています。

また、地域活動の主な担い手である民生委員・児童委員は、地域において住民の立場に立ち、ひとり暮らし高齢者などへの訪問・助言など市民が安心して暮らせるための支援を行い、地域ネットワークの担い手の一人として活躍しています。

現状と課題

高齢者の多様なニーズに応えるためには、市の公的なサービスだけでなく、地域住民、ボランティアや民生委員・児童委員の活動が不可欠です。また、市民と行政が協力して豊かな長寿社会を築いていくためには、市民が高齢者福祉に関する活動に主体的に参画していく必要があります。

施策の方向

今後も社会福祉協議会やわらびネットワークステーションとの連携を図りながら、ボランティア活動を行いたい人と受けたい人をつなぐボランティアコーディネート機能及びボランティアグループ間の情報交換や、有機的な組織づくりを支援するボランティアネットワーク機能の充実を図り、市民の主体的・自発的活動を支援していきます。加えて、高齢者によるボランティアの活動を推進し、地域における人材の確保を図り、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

生活支援体制整備事業では、町会、自治会、NPO、ボランティア、社会福祉協議会、民間企業などの多様な主体によって多様なサービスを提供する体制の整備を目指す「生活支援コーディネーター」を配置し、地域の資源開発やネットワークの構築等を推進していきます。

4-2 地域における見守り体制の充実

事業の内容

民生委員・児童委員、町会、高齢者クラブ、ボランティア、社会福祉協議会、医療機関、民間企業など、高齢者を取り巻く地域組織などと密接な連携のもとに、地域における見守り体制の充実を図っています。

現状と課題

従来、地域における問題は地域住民の協力により解決していくという「助け合い・支え合い」の意識が強く根付いていましたが、現在では少子化や核家族化の進展とともに、地域共同体としての意識や機能が衰退しつつあります。そのため、地域住民の支え合いによる連携体制の強化が求められており、「声かけ」や「見守り」など地域の自主的な福祉活動との連携を強化する必要があります。

施策の方向

今後も民生委員・児童委員、町会、高齢者クラブ、ボランティア、社会福祉協議会、医療機関、民間企業など、高齢者を取り巻く地域組織が行う地域の福祉活動と連携を図ります。

特に高齢者単独世帯、高齢者夫婦世帯、高齢者のみの世帯などに配慮し、新聞販売店やライフライン事業者、水道検針業務委託事業者、郵便事業者、宅配業者などとも連携して、高齢者にとってきめ細かな見守りを実施します。

4-3 高齢者調査の実施

事業の内容

ひとり暮らしや、日中ひとりになる可能性のある高齢者の安心な生活を支援するため、民生委員が市内の75歳以上の方全員の世帯を訪問し、安否確認と緊急連絡先を把握する「高齢者調査」を実施しています。

現状と課題

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者数は平成26年度(2014年度)の1,313人から平成29年度(2017年度)の1,572人へと約2割増加しており、「高齢者調査」の対象者も年々増加しています。その結果については緊急時の安否確認の際の連絡先の確認に活用しています。現在は民生委員の協力を得て、市内在住の75歳以上の方全員を調査対象者とし、より多くの高齢者の安否確認と緊急連絡先を把握することに努めています。

施策の方向

今後も民生委員の協力を得て「高齢者調査」を継続して実施することで、高齢者の安心な生活を支援していきます。

4-4 災害時の避難体制の整備

事業の内容

災害時において、一人で避難することができない高齢者に対し、地域コミュニティや民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、地域全体での支援体制づくりを進めています。

現状と課題

災害時における高齢者の安全確保については、支援を要する高齢者の把握や関係者間の情報共有、個別の避難計画策定等により対象者を適切に誘導することが重要です。

蕨市消防本部では、火災等の災害発生時に速やかな救助体制を確立するため、自力で避難が困難な人を対象に、「避難困難者情報」として登録し、火災発生時の速やかな救助活動や避難誘導に活用しています。

また、市では一人で避難することができない高齢者が、地域の方々の支援を受けて適切に避難できるようにするため、「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。

施策の方向

一人で避難することができない避難行動要支援者への避難支援や安否確認については、「蕨市避難行動要支援者支援制度全体計画」に基づき実施することとしており、今後も自主防災会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、支援体制の充実に努めます。



4-5 高齢者虐待防止対策の強化

事業の内容

高齢者虐待が増加し続けている状況を鑑み、虐待の予防、早期発見、早期対応を進めるため、平成22年度（2010年度）に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しました。

現状と課題

埼玉県調査による平成27年度（2015年度）の県内高齢者虐待の状況は、家族などによる虐待が、前年度より4件増え、612件となっており、本市での虐待の件数は、平成28年度（2016年度）は24件で、前年度より8件増加しています。

施策の方向

高齢者虐待の増加に対応するため、蕨市高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の防止、養護者による虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に努めます。

また、介護疲れなどによる虐待の防止には、家族を過重な介護負担から解放することが重要と考え、地域包括支援センターに設置している総合相談窓口や介護交流サロン等の活用、広報紙やパンフレット、市のホームページなどにより、高齢者虐待の防止について周知し、介護者への支援体制の充実を図ります。

■高齢者虐待の種類

区分	具体的例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
介護や世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的な傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又はさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第2章 高齢者福祉サービスの充実

1 福祉サービスの充実

1-1 高齢者の生活支援事業

①寝具乾燥等サービス

事業の内容

寝具類を乾燥することが困難な市民税非課税世帯の高齢者を対象に、健康の保持を図るため寝具類乾燥車を派遣し、寝具の乾燥を行います。また、年1回の寝具丸洗いサービスも実施しています。

現状と課題

寝具乾燥・寝具丸洗いともに、一定数の利用があります。

施策の方向

寝具を清潔に保つことは、快適な睡眠を助け、健康維持及び生活の質の向上にもつながっていくことから、サービスの利用が適当な高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。

■寝具乾燥等サービスの実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延利用回数(回)	273	259	265	271	278	285
利用人数(人)	27	27	27	27	27	27

※2017年度は見込値

②福祉入浴券支給事業

事業の内容

自宅に入浴設備がなく、公衆浴場を利用する65歳以上の方及び市民税非課税世帯の70歳以上の方を対象に、健康と衛生を保持するため、入浴券を支給します。

現状と課題

市内公衆浴場の相次ぐ廃業により、福祉入浴券の利用可能な公衆浴場が減少傾向にあります。

施策の方向

この事業は衛生保持だけでなく閉じこもりの防止になり、介護予防にもつながることから、対象者への事業の周知を図り利用促進に努めます。

■福祉入浴券支給事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数(人)	1,670	1,600	1,576	1,552	1,528	1,504

※2017年度は見込値

③日常生活用具給付事業

事業の内容

ひとり暮らしの高齢者などを対象に日常生活の便宜を図るため、日常生活用具（電磁調理器・火災警報器・自動消火器）の給付を行います。

現状と課題

利用者は少ない状況です。

施策の方向

消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、収入が少ない高齢者にとっては設置費用が負担となる場合があります。また、ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者が自宅で安心して生活をするためには、火災予防が重要となります。民生委員・児童委員等地域の協力を得ながら、サービスを必要としている利用対象者の把握と事業の周知に努めます。

■日常生活用具給付事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
電磁調理器（台）	3	1	2	2	2	2
火災警報器（台）	1	1	1	1	1	1
自動消火器（台）	0	0	1	1	1	1

※2017年度は見込値

④歩行補助具給付事業

事業の内容

在宅の高齢者に対し、歩行補助具（杖）を給付することにより、高齢者の歩行を補助し、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進に資することを目的としています。

現状と課題

給付者数はほぼ横ばいです。

施策の方向

外出支援、転倒防止の観点から引き続きサービスを継続し、事業の啓発・広報により、利用を促進します。

■歩行補助具給付事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
給付者数（人）	69	62	78	62	62	62

※2017年度は見込値

⑤福祉理美容券支給事業

事業の内容

理容室または美容室を利用する70歳以上の市民税非課税世帯の高齢者を対象に、健康と衛生を保持するため福祉理美容券の支給を行います。散髪することで、気分転換や身だしなみへの意識が強まるばかりでなく、地域との交流も図れる事業となっています。

現状と課題

交付者数・交付枚数・利用枚数ともに変動がみられますが、減少が見込まれます。

施策の方向

今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■福祉理美容券支給事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数(人)	1,980	1,961	1,975	1,989	2,003	2,017

※2017年度は見込値

⑥訪問理美容券支給事業

事業の内容

要介護4または要介護5の要介護認定を受けた高齢者を対象に、訪問理美容券の支給を行います。

現状と課題

交付者数・交付枚数・利用枚数ともに変動がみられます。

施策の方向

今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■訪問理美容券支給事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
交付者数(人)	79	71	69	67	65	63

※2017年度は見込値

⑦紙おむつ支給事業

事業の内容

常時おむつを必要とする高齢者や身体機能に障害のある要介護3以下の高齢者を対象に、その家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつの支給を行います。

現状と課題

平成18年度(2006年度)から要介護4と5の利用者は地域支援事業での給付となりました。要介護3以下の延支給人数は増加傾向にあります。今後も利用促進を図りたい事業ではありますが、安易におむつにたよることは、寝たきり状態を助長する可能性もあるため、正しい利用を促す必要があります。

施策の方向

サービスの利用が適当な高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。

■紙おむつ支給事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延支給人数(人)	4,400	4,704	4,852	5,008	5,173	5,347

※2017年度は見込値

⑧民間賃貸住宅家賃助成事業

事業の内容

民間の賃貸住宅に住んでいる市民税非課税世帯の高齢者を対象に、家賃の助成を行うことでその家庭の経済的負担の軽減を図り、生活の安定に寄与することを目的としています。

現状と課題

利用者数はほぼ横ばいです。

施策の方向

今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■民間賃貸住宅家賃助成事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用者数(人)	101	97	100	98	96	94

※2017年度は見込値

⑨民間賃貸住宅入居保証料助成事業

事業の内容

市内で転居をする市民税非課税世帯の高齢者を対象に、民間賃貸住宅を借りるために保証会社の家賃等債務保証制度を利用した場合、初回保証料の2分の1を助成します。

現状と課題

近年、利用実績はありません。

施策の方向

対象が民間賃貸住宅家賃助成事業の利用者と重なる部分もあるため、今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■民間賃貸住宅入居保証料助成事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用件数（件）	0	0	1	1	1	1

※2017年度は見込値

⑩老人居室整備資金融資事業

事業の内容

高齢者と同居または同居しようとする方に対し、高齢者の専用居室を備えた住宅を建築（新築、増築または改築等）しようとする場合に、必要な資金を融資するとともに、利子の全額補助を行います。

現状と課題

低金利時代のため、利用のメリットが減ったことが要因となっているのか、近年においては貸付実績がありません。

施策の方向

貸付実績はありませんが、今後も制度の周知に努め、貸付希望者に対応できる体制を維持します。

■老人居室整備資金融資事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
貸付件数（件）	0	0	1	1	1	1

※2017年度は見込値

⑪敬老祝金支給事業

事業の内容

高齢者を対象に、敬老の意を表すとともに、長寿を祝うことを目的として、祝金の贈呈を行います。

現状と課題

支給対象者が高齢化の進行に伴い増加していくことから、制度の安定的な運営を図る必要があります。

施策の方向

高齢化に伴う支給金額増加に対応するために、対象年齢や贈呈金額の見直しを検討し、事業を継続していきます。

■敬老祝金支給事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
支給者数(人)	2,655	2,859	2,973	3,092	3,216	3,345

※2017年度は見込値

⑫在宅要介護高齢者手当

事業の内容

在宅での日常生活に著しく支障のある低所得の高齢者に対して、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、在宅要介護高齢者手当の支給を行います。

現状と課題

対象者への個別通知や広報を利用した周知活動を行っており、近年の利用実績には変動がみられます。

施策の方向

今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■在宅要介護高齢者手当の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延支給人数(人)	730	805	796	787	778	769

※2017年度は見込値

⑬ケアハウス松原

事業の内容

身体機能の低下等のため独立して生活することが困難な方で、家族等の支援を受けることが困難な高齢者が入所し、食事・入浴のサービスのほか、健康相談等の助言、日常生活の援護等を受けながら生活する施設です。

現状と課題

蕨市社会福祉協議会を指定管理者に指定して運営しています。定員は30名で入居者数は横ばいです。

施策の方向

広報紙等により事業の周知を図り、適正な利用を促進します。

■ケアハウス松原の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
入居者数(名)	27	28	27	27	27	27

※2017年度は見込値

1-2 24時間在宅福祉サービス等事業

①福祉連絡システム事業

事業の内容

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安感、孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、総合社会福祉センターに通報できる福祉連絡システムを設置します。

現状と課題

24時間対応で、在宅高齢者からの緊急通報による緊急車両の手配、ホームヘルパーの派遣や相談への対応を行っています。システムの設置台数は増加傾向で推移しています。

施策の方向

ひとり暮らし高齢者などが地域で安心して生活できるよう、今後もサービスの利用を必要とする高齢者の把握と事業の周知を図り、利用促進に努めます。

■福祉連絡システム事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
年度末設置台数（台）	318	322	331	340	350	360

※2017年度は見込値

②相談等事業

事業の内容

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安感、孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、福祉連絡システムで通報を受けた方に対して電話相談を行います。

現状と課題

相談回数には変動がみられます。

施策の方向

高齢者が安心して生活できるように、今後も24時間の相談体制を継続します。

■相談等事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
相談対応（回）	33	24	32	34	36	38

※2017年度は見込値

③ホームヘルパー派遣事業

事業の内容

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安感、孤独感を軽減し、自立した在宅生活を支援するため、福祉連絡システムで通報を受けた方に対してホームヘルパーを派遣します。

現状と課題

ホームヘルパーの訪問回数は増加傾向にあります。

施策の方向

24時間在宅福祉サービスのニーズは非常に高いため、必要な人が利用できるようサービスの周知を図り、利用促進に努めます。

■ホームヘルパー派遣事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
ヘルパー訪問（回）	38	40	45	48	51	54

※2017年度は見込値

④ショートステイ事業

事業の内容

ひとり暮らしの高齢者などを対象に、緊急時に適切な対応を図るとともに、日常生活上の不安・孤独感を軽減するため、一時的に養護老人ホームに入所させることで、対象者及びその家族の福祉の向上を図ります。

現状と課題

利用者は少ない状況です。

施策の方向

今後も必要な人が利用できるよう緊急時に対応できる体制を維持します。

■ショートステイ事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用日数（日）	0	0	7	1	1	1

※2017年度は見込値

1-3 介護保険利用助成等事業

①高齢者介護予防住宅改修助成事業

事業の内容

介護保険の要介護認定などを受けていない市民税非課税世帯の高齢者を対象として、危険防止や利便性の向上につながる住宅改修を行うときの費用を一部助成することで、居宅での生活を継続できるよう支援し、要介護状態とならないよう予防を図ります。

現状と課題

利用実績には変動がみられます。

施策の方向

在宅生活をする上で、危険防止や利便性の向上につながる住宅改修を必要とする高齢者が利用できるよう、今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■高齢者介護予防住宅改修助成事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
助成件数（件）	8	3	5	4	4	4

※2017年度は見込値

②介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業

事業の内容

介護保険サービス等の利用者負担額を支払うことが困難な低所得者に対し、その額の一部を助成します。

現状と課題

居宅サービス（特定福祉用具購入を除く）と地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）、及び介護予防・日常生活支援総合事業へ移行した一部のサービスが対象になっています。

施策の方向

今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■介護保険サービス利用者負担軽減助成金交付事業の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延支給人数（人）	2,800	3,297	3,527	3,760	3,929	4,138

※2017年度は見込値

③社会福祉法人等利用者負担軽減助成金

事業の内容

低所得者で特に生計が困難である方に対し、利用者負担の減免を行う社会福祉法人に対し、その減免額の一部を助成します。

現状と課題

近年、利用実績はありません。

施策の方向

利用実績はありませんが、今後も対象者へ事業の周知を行い、利用促進を図ります。

■社会福祉法人等利用者負担軽減助成金の実施状況と計画値

	実施状況			計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延支給人員（人）	0	0	1	1	1	1

※2017年度は見込値

2 福祉のまちづくり

2-1 住環境の整備

事業の内容

ひとり暮らし高齢者の世帯が増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活を支援するサービスなどの一定的な供給が必要とされていることから、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により、平成23年（2011年）10月に、高齢者向け賃貸住宅が一本化され、「サービス付き高齢者向け住宅」として、都道府県・政令市・中核市の長に登録する制度が創設されました。（国土交通省・厚生労働省共管制度）

「サービス付き高齢者向け住宅」は、居室の規模や設備が基準を満たすバリアフリー構造で、ケアの専門家による安否確認・生活相談サービスが提供され、高齢者が安心して暮らせる賃貸住宅となっています。介護保険制度の改正により、介護、食事の提供、洗濯、掃除などの家事、健康管理のいずれかを提供している「サービス付き高齢者向け住宅」が住所地特例の対象施設に含まれることとなり、平成27年（2015年）4月以降に入居した方は住所を移す前の市町村の介護保険の被保険者となります。

現状と課題

高齢者が住み慣れた家で自立した生活を継続していくためには、安全で快適な生活を営むことができるように、質の高い居住環境の整備が必要です。

第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定のための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、住まいの形態は、「一戸建て住宅」が81.7%、「集合住宅」が10.5%となっています。また、所有形態は、「持家」が88.2%となっており、一戸建て住宅からワンルームタイプのサービス付き高齢者向け住宅への住み替えは、極めて少ないものと考えます。そのため、それぞれのライフスタイルに応じた住居のバリアフリー化を推進していくことが求められています。

施策の方向

住宅施策と福祉施策の連携を基本方針として、集合住宅の建替などにおいては、高齢者の生活に配慮したユニバーサルデザインを推進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅の導入の検討などを促し、生活援助員が高齢者の日常的な世話を行う高齢者世話付住宅事業の充実を図ります。

また、広報紙やパンフレット、市のホームページなどを通じて高齢者に配慮した住宅や住宅改修に関する情報を提供するとともに、高齢者の住まいの安定的な確保に関する支援を行っていきます。

2-2 生活環境の整備

事業の内容

高齢者等が快適に暮らすことができる地域社会を実現するため、国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」、県の「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者をはじめ、すべての人が利用しやすい公共施設や公園、交通機関などの整備を進めています。

現状と課題

市内の公共施設や公園などにおいて、すべての人にとって利用しやすい設計にはなっていない場合も見受けられることから、バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりが必要とされています。

施策の方向

公共施設や公園の新設・改修については、福祉的配慮のある整備を推進します。

また、各公共施設や市内を結ぶ移動手段としてコミュニティバス（ぷらっとわらび）は、75歳以上の方への無料化により、今後も移動や外出などを支援していきます。

これから新設・改修する公共施設については、県条例に基づき手すりやスロープの設置など、福祉的配慮のある整備を推進します。



第2編 介護保険事業計画

第1章 介護サービスの充実

1 介護サービスの充実と介護保険の適正運営

1-1 要介護・要支援認定者の推計

■人口及び被保険者数

		第6期			第7期			第9期
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総人口	人	72,931	73,692	74,264	74,782	75,287	75,779	74,998
高齢化率	%	22.9	23.1	23.1	23.2	23.1	23.0	23.2
被保険者数	人	41,400	41,854	42,162	42,446	42,751	42,956	46,555
第1号被保険者数	人	16,706	17,034	17,176	17,332	17,380	17,402	17,384
前期高齢者数	人	8,898	8,919	8,761	8,658	8,472	8,427	7,411
後期高齢者数	人	7,808	8,115	8,415	8,674	8,908	8,975	9,973
第2号被保険者数	人	24,694	24,820	24,986	25,114	25,371	25,554	29,171

■認定者数と認定率（第1号被保険者のみ）

		第6期			第7期			第9期
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
要支援1	人	303	373	453	513	583	656	792
要支援2	人	238	246	262	267	275	284	308
要支援者数	人	541	619	715	780	858	940	1,100
要介護1	人	616	707	710	750	791	836	977
要介護2	人	444	440	440	442	444	449	460
要介護3	人	346	331	351	352	355	362	393
要介護4	人	330	345	320	334	339	337	374
要介護5	人	283	286	274	283	285	286	296
要介護者数	人	2,109	2,109	2,095	2,161	2,214	2,270	2,500
65歳以上人口	人	16,706	17,034	17,176	17,332	17,380	17,402	17,384
第1号認定率	%	15.3	16.0	16.4	17.0	17.7	18.4	20.7

1-2 介護サービスの質の向上

①人材の養成・研修

介護保険制度では量的な整備とともに、サービスの質の向上を図るため、医療関係者や介護関係者など、専門職の質の向上を図る研修の機会を設けます。

②苦情解決体制の推進

介護サービスの利用者が安心して制度を利用することができるように、利用者から苦情等の申し出があった場合には、速やかに問題改善への支援を行います。また、埼玉県、介護保険審査会、国民健康保険団体連合会との連携のもとに、必要に応じて調査や助言などの対応を行います。介護保険施設や通所介護などについては、あんしん介護相談員を事業所に派遣し、利用者とサービス提供側である施設との信頼関係構築の支援を行うことで、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、施設が第三者の訪問を受け入れることを促進し、介護サービスの質の向上を図ります。

③サービス事業者間の連携

各種介護サービスの提供は、利用者が選択したサービスを希望する社会福祉法人や医療法人、各種サービス提供事業者等と契約を結ぶことにより実施されます。このため、サービス提供者は、利用者の状態や希望に応じた適切なサービスを提供することができるよう保健・福祉・介護分野の事業者や各種施設等と連携して、利用者の希望に合う柔軟なサービス選択を支援します。

④サービス評価の仕組みづくり

グループホームや小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、介護サービスの質を把握するために、提供するサービスの質の自己評価を行い、その結果を運営推進会議へ報告した上で公表します。

1-3 サービス基盤の計画的な整備

①基盤整備の現状

介護保険事業の円滑な運営は誰もが安心して暮らせる環境づくりとして重要です。多くの民間サービス提供事業者の参入もあり、本市のサービス提供基盤の整備は進みつつあります。施設サービスについては、介護老人福祉施設が3施設（定員計204名）、介護老人保健施設が1施設（定員150名）、介護療養型医療施設が1施設（43床）となっています。また、地域密着型サービスのグループホームは5施設となり、既存のグループホームのうち1施設は、小規模多機能型居宅介護（登録定員25名）との併設となっています。

②基盤整備の課題

介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備を計画的に推進します。

③在宅サービスの充実

介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、重度な要介護状態となっても、365日切れ目なく支えていく定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの公募を行い、在宅サービスの充実に努めます。

④施設サービスの整備

平成30年度（2018年度）に市内に定員90名の介護老人福祉施設の開設が予定されています。今後も近隣地域の施設の利用など広域的な対応についても調整を行い、入所待機者の解消と施設サービスの充実に努めます。

1-4 地域包括支援センターの機能強化

事業の内容

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図る機関であり、高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムを構築していく中核的な機関として位置付けられています。

本市では平成18年（2006年）4月に「総合社会福祉センター」内に1か所目、平成27年（2015年）4月に特別養護老人ホーム「いきいきタウン蕨」内に2か所目となる地域包括支援センターを設置しました。なお、地域包括支援センターには基準で定められた3職種（社会福祉士、保健師等、主任介護支援専門員）を配置しています。

現状と課題

地域包括支援センターは、包括的支援事業並びに要支援者等へのケアプランの作成のほか、介護予防事業対象者の把握や介護予防に関する普及啓発、高齢者を介護する家族への支援など、地域における高齢者の生活を総合的に支援するための中核的な役割を果たす組織です。

また、センター運営に当たっては被保険者の代表、サービス事業者、保健福祉・医療関係者等によって構成される地域包括支援センター運営協議会を設置し、公正かつ中立的な運営の確保を図っています。

施策の方向

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、介護予防及び包括的支援事業の拠点としての機能のほかに、蕨戸田市在宅医療支援センター、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域ケア会議などと連携して機能強化を図り、地域包括ケアシステムの構築のための中核的な組織として事業を展開していきます。

また、地域包括支援センターによる自己評価を実施するとともに、センター設置者である市が、センターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行うことで、地域包括支援センターの適正な運営を図ります。

2 居宅サービス

2-1 居宅介護サービスの充実

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

事業の内容

ホームヘルパーが家庭を訪問して、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。

現状と課題

訪問介護は、利用回数は横ばい傾向ですが、近年増減が繰り返されているサービスです。介護予防訪問介護は、平成28年（2016年）4月から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行が開始され、平成30年（2018年）3月までに完全移行したため、平成28年度（2016年度）以降は減少しています。

施策の方向

このサービスは利用頻度が最も高く、今後も利用者が増加していくものと予想されます。そのため、これまでの利用実績と今後の動向を踏まえ、安定して適切なサービスが提供されるよう、より質の高いサービスの確保に努めます。

■訪問介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	296,728	284,052	305,692	313,596	375,767	397,307	450,028
回数	108,787	105,350	107,098	112,016	133,669	140,969	160,471
人数	5,686	5,628	5,715	6,264	7,452	8,268	12,552

■介護予防訪問介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	26,642	13,409	540	—	—	—	—
人数	1,543	820	31	—	—	—	—

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

②訪問入浴介護

事業の内容

寝たきり状態などにより家庭での入浴が困難な要支援・要介護者に対して、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介助を行います。

現状と課題

訪問入浴介護は減少傾向で、介護予防訪問入浴介護は平成 26 年度（2014 年度）以降、利用実績がありません。

施策の方向

今後も重度の要介護認定者が増加することに備え、利用者の需要を的確に把握するよう努めます。また、介護予防サービスでは利用の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上をサポートするとともに、サービスへの理解を広め、対象者への普及と啓発に努めます。

■訪問入浴介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	35,416	30,735	29,015	28,336	28,336	29,986	43,782
回数	2,997	2,597	2,268	2,351	2,411	2,494	3,646
人数	580	453	437	444	444	444	552

■介護予防訪問入浴介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したもの。
※2017年度は見込値

③訪問看護

事業の内容

看護師等が居宅を訪問し、医師の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

現状と課題

訪問看護は増加傾向で、介護予防訪問看護は増減を繰り返しています。要介護度が高くなるに従い、ニーズの高まるサービスと考えられます。

施策の方向

医療機関とサービス提供事業者との連携や協力体制を推進し、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、より質の高いサービスの確保に努めます。

■訪問看護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	92,675	105,384	105,396	115,449	128,079	141,325	227,961
回数	16,478	19,875	18,866	21,406	23,652	26,052	41,832
人数	2,235	2,495	2,395	2,532	2,664	2,832	3,708

■介護予防訪問看護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	5,323	3,435	5,006	4,814	6,278	7,459 ⁺	2,720
回数	1,162	904	831	804	1,020	1,176	454
人数	153	105	166	144	180	204	252

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したもの。

※2017年度は見込値

④訪問リハビリテーション

事業の内容

通院が困難な利用者に対して医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

現状と課題

訪問リハビリテーションは増加傾向で、介護予防訪問リハビリテーションは増減を繰り返しています。要介護状態の重度化予防のためにも今後も利用の増加が見込まれます。

施策の方向

居宅での日常生活動作に沿った訓練が必要な人に、家屋状態の確認も含めたリハビリテーションが提供できるよう、サービス事業者の確保に努めます。介護予防サービスでは、要介護状態になる前からのリハビリテーションで生活機能の維持・向上を図ります。

■訪問リハビリテーションの実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	15,500	15,492	17,701	18,004	23,256	26,880	37,709
回数	5,333	5,389	5,853	6,203	8,033	9,277	12,965
人数	408	416	435	468	588	672	840

■介護予防訪問リハビリテーションの実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	613	916	691	918	919	919	691
回数	214	320	207	319	319	319	240
人数	15	24	21	24	24	24	24

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。
※2017年度は見込値

⑤居宅療養管理指導

事業の内容

寝たきりの人など、通院等が困難な要支援・要介護者に対して、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

現状と課題

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導ともに増加傾向です。特に、要介護度が高くなると利用が増える傾向にあります。

施策の方向

療養上の管理と指導に関する需要を的確に把握し、医療機関や薬局などと連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

■居宅療養管理指導の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	64,082	69,083	76,928	85,569	92,939	98,450	114,938
人数	374	402	441	489	532	564	662

■介護予防居宅療養管理指導の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	3,451	4,893	6,285	6,465	7,869	9,750	12,829
人数	27	34	35	38	46	57	75

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

⑥通所介護（デイサービス）

事業の内容

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や日常生活上の世話、機能訓練を行います。

現状と課題

通所介護は、平成28年度（2016年度）に定員18名以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型通所介護サービスに移行したことにより、平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけて減少しています。

介護予防通所介護は、平成28年（2016年）4月から地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に移行が開始され、平成30年（2018年）3月までに完全移行したため、平成28年度（2016年度）以降は減少しています。

施策の方向

通所介護は今後とも利用の増加が見込まれることから、サービス提供基盤の確保とサービスの質の向上に努めます。

■通所介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	798,122	531,717	562,449	583,334	584,558	588,059	642,303
回数	99,612	68,184	71,261	75,527	75,824	76,697	84,708
人数	9,307	6,792	6,915	7,944	8,268	8,652	9,780

■介護予防通所介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	55,579	36,590	470	—	—	—	—
人数	2,066	1,471	31	—	—	—	—

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

⑦通所リハビリテーション

事業の内容

介護老人保健施設、病院、診療所等の施設に通所して受けるサービスで、心身機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

現状と課題

通所リハビリテーションは減少傾向で、介護予防通所リハビリテーションは減少から増加傾向に転じています。

施策の方向

在宅生活に必要な身体機能の向上のために、ニーズに沿ったサービスが提供できる体制の整備に努めます。

■通所リハビリテーションの実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	61,143	55,685	55,097	57,181	58,184	57,684	70,121
回数	6,623	6,035	5,678	5,756	5,701	5,576	6,118
人数	830	801	723	804	780	780	816

■介護予防通所リハビリテーションの実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	8,651	7,628	9,652	9,961	13,396	15,211	17,510
人数	342	308	350	336	408	432	492

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

事業の内容

介護老人福祉施設等に短期間入所して受けるサービスで、食事、入浴、排せつ等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

現状と課題

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護のいずれも、増加傾向です。要介護度が高いほど利用人数が多い傾向で、今後も利用増が見込まれます。

施策の方向

需要の増加に対応できるよう、緊急時の利用も可能なサービス提供体制の整備に努めます。

また、介護予防では本人の機能改善の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上により自立を促していきます。

■短期入所生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	141,300	163,805	162,106	181,919	218,122	240,019	336,531
日数	16,427	19,689	18,864	21,305	25,483	28,018	38,280
人数	1,571	1,795	1,731	1,800	2,040	2,136	2,088

■介護予防短期入所生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	744	2,008	2,876	4,203	5,210	6,488	8,220
日数	106	300	387	610	758	944	1,234
人数	23	64	72	120	144	180	216

※日数・人数は1月当たりの利用日数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

⑨短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

事業の内容

介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所して受けるサービスで、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。

現状と課題

短期入所療養介護は増加傾向で、要介護度が高いほど利用が多く、今後も利用増が見込まれます。介護予防短期入所療養介護は、平成29年度（2017年度）のみの利用となっています。

施策の方向

需要の増加に対応できるよう、緊急時の利用も可能なサービス提供体制の整備に努めます。

また、介護予防では、本人の機能改善の可能性を的確に判断し、生活機能の維持・向上により自立を促していきます。

■短期入所療養介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	5,788	8,848	11,332	12,740	14,455	15,685	38,938
日数	531	818	871	1,163	1,307	1,409	3,576
人数	98	116	113	144	168	180	264

■介護予防短期入所療養介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	45	0	0	0	0
日数	0	0	9	0	0	0	0
人数	0	0	1	0	0	0	0

※日数・人数は1月当たりの利用日数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値。

⑩福祉用具貸与

事業の内容

日常生活上の自立を助けるため、福祉用具の貸与を行います。対象となる用具は、歩行器、車いす、特殊寝台、マットレス、徘徊感知器、エアーマット等があります。

現状と課題

福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともに増加傾向です。

要介護度が高いほど利用する傾向となっており、在宅介護が進むにつれ、今後とも利用者数の増加が予想されます。

施策の方向

利用者の状態や意向を踏まえた適切な福祉用具を選定できるよう、福祉用具に関する情報の提供に努めるとともに、指定事業者の福祉用具専門相談員に対し、安全性の確保と適切な利用の促進について指導していきます。

■福祉用具貸与の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	111,715	112,602	115,035	123,288	126,372	125,523	149,429
人数	8,153	8,531	8,823	9,672	10,152	10,488	12,444

■介護予防福祉用具貸与の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	4,169	4,940	5,913	6,423	6,948	7,502	8,718
人数	1,049	1,240	1,428	1,548	1,668	1,788	2,064

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

⑪特定施設入居者生活介護

事業の内容

指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入所している要支援・要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

現状と課題

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護ともに増加傾向です。

施策の方向

利用者の需要を的確に把握し、関係機関や民間事業者との連携を図りながら、サービス提供体制の整備に努めるとともに、利用者の状況にあった質の高いサービスの確保に努めます。

■特定施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	413,319	432,633	509,088	569,873	651,126	688,056	756,020
人数	178	191	212	240	275	292	324

■介護予防特定施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	19,984	24,309	29,750	31,526	35,581	41,818	62,541
人数	23	30	37	42	49	58	86

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

⑫特定福祉用具購入

事業の内容

厚生労働大臣が定める腰掛便座、入浴補助用具等を購入したときに、購入費を支給します。

現状と課題

特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入のいずれも増加傾向です。
比較的、要介護度が軽度な人の利用が多くなっています。

施策の方向

利用者の状態や意向を踏まえた適切な福祉用具を選定できるよう、福祉用具に関する情報の提供に努めるとともに、指定事業者の福祉用具専門相談員に対し、安全性の確保と適切な利用の促進について指導していきます。

■特定福祉用具購入の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	3,579	3,619	4,108	4,434	4,659	5,432	7,301
人数	174	174	195	204	216	252	336

■特定介護予防福祉用具購入の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	627	1,152	1,230	999	999	1,330	999
人数	35	55	52	48	48	60	48

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※2017年度は見込値

⑬住宅改修

事業の内容

厚生労働大臣が定める手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修について、その費用を支給します。

現状と課題

住宅改修、介護予防住宅改修のいずれも増加傾向です。
在宅介護が進むにつれ、今後とも利用者数の増加が予想されます。

施策の方向

今後とも、利用者の安全性の確保と適切な利用の促進が図れるよう事業者を指導していきます。

■住宅改修の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	11,102	11,356	13,355	13,924	18,106	20,506	25,875
人数	230	232	265	252	324	360	456

■介護予防住宅改修の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	4,296	4,654	6,298	6,869	8,739	10,609	13,705
人数	67	79	114	132	168	204	264

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したものの。
※2017年度は見込値

⑭居宅介護支援

事業の内容

要介護者等の在宅サービスの適切な利用が可能となるよう、要介護者等の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整やその他のサービス提供を行います。また、要介護者が介護保険施設に入所する場合に、介護保険施設への紹介、その他のサービス提供を行います。

現状と課題

居宅介護支援については、認定者数の増加に伴い増加傾向です。

介護予防支援については、平成28年(2016年)4月から地域支援事業の介護予防・日常生活支援事業に一部移行したことにより減少しています。

施策の方向

介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修体制の整備に努めます。

また、地域包括支援センターの主任介護支援専門員が、介護支援専門員の抱える困難事例の解決に向け支援をしていきます。

■居宅介護支援の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	196,124	203,431	206,153	217,490	223,236	227,958	248,152
人数	1,153	1,213	1,225	1,303	1,342	1,377	1,496

■介護予防支援の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	18,084	14,050	8,992	7,552	7,555	7,555	6,157
人数	316	254	157	135	135	135	110

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

3 地域密着型サービス

3-1 地域密着型サービスの充実

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業の内容

定期的な短時間の巡回訪問や随時対応により介護・看護サービスが提供されます。訪問介護事業所が看護師を確保し、介護・看護の両サービスを行う形と、訪問介護事業所が訪問看護事業所と連携しサービス提供する形があります。

現状と課題

サービス内容の周知とサービス提供基盤の整備が課題となっています。

施策の方向

介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活できる体制の整備が必要であり、サービス提供基盤の整備に努めます。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	1,172	1,260	21,967	25,298	54,218
人数	0	0	11	12	132	156	348

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※2017年度は見込値

②夜間対応型訪問介護

事業の内容

夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせるサービスです。

現状と課題

夜間対応型訪問介護は市内に事業所が無いとため、利用者はいませんでした。近隣市でこのサービスを実施している事業所も少なく、サービスを必要とする人が利用できるような体制整備が課題です。

施策の方向

利用希望がある場合は近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

■夜間対応型訪問介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

③認知症対応型通所介護

事業の内容

居家で生活する認知症の要介護者等に、デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、食事や入浴などの介護、日常生活上の世話、機能訓練を行います。

現状と課題

認知症対応型通所介護は増加傾向です。平成29年度（2017年度）に新たに1事業所が開設されたことにより、市内では2事業所となり、今後も利用の増加が見込まれます。

介護予防認知症対応型通所介護は、利用実績がありません。

施策の方向

認知症高齢者は急激な環境の変化に適応できず、認知症がさらに進行する可能性があります。そのため、住み慣れた環境で安心して生活ができるようサービスの周知と普及に努め、利用の推進を図ります。

■認知症対応型通所介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	13,858	14,597	17,414	29,904	33,326	35,456	69,602
回数	1,721	1,774	1,291	3,468	3,804	3,991	7,200
人数	137	139	103	240	252	276	288

■介護予防認知症対応型通所介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
回数	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

④小規模多機能型居宅介護

事業の内容

「通い」を中心として利用者の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、高齢者の生活のリズムを整え、在宅での生活を継続的に支援します。単に複数のサービスがあるのではなく、その人の状態に応じてなじみの場所で切れ目のないサービスを提供します。

現状と課題

小規模多機能型居宅介護は増加傾向です。

介護予防小規模多機能型居宅介護は平成28年度（2016年度）以降、利用実績がありません。

施策の方向

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活していけるよう、利用者のニーズに応じたサービス提供基盤の確保とサービスの質の向上に努めます。

■小規模多機能型居宅介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	43,332	47,476	47,792	51,929	61,979	73,496	116,545
人数	212	229	211	204	228	264	468

■介護予防小規模多機能型居宅介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	1,249	0	0	0	0	3,064	4,001
人数	15	0	0	0	0	60	72

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したものの。
※2017年度は見込値

⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

事業の内容

認知症である要介護者等に対し、共同生活を営む住居で入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

現状と課題

認知症対応型共同生活介護は人数は横ばいですが、給付費は微増しています。平成29年度（2017年度）に新たに1事業所が開設されたことにより、市内では5事業所となり、今後も利用の増加が見込まれます。

介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用実績がありません。

施策の方向

増加傾向にある認知症高齢者に対応したグループホームは、今後も必要性の高いサービスであることからサービスの周知に努め、利用の推進を図ります。

■認知症対応型共同生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	164,723	165,181	164,833	230,090	233,845	234,682	261,106
人数	56	56	54	78	79	79	88

■介護予防認知症対応型共同生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

事業の内容

定員 29 名以下の有料老人ホーム等において、入居者である要介護者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、生活に関する相談・助言、日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話等を行うサービスです。

現状と課題

地域密着型特定施設入居者生活介護については、市内に事業所はなく、実績では他市施設の利用のみありました。今後とも近隣市と連携し、サービスを必要とする人が利用できる体制を整えます。

施策の方向

利用希望がある場合は近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

■地域密着型特定施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	117	0	0	0	0	0	0
人数	1	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

事業の内容

定員 29 名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、食事や排せつ、入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

現状と課題

平成 29 年度（2017 年度）からの施設整備を目指し、平成 27 年度（2015 年度）に公募を行いましたが、事業者からの応募はありませんでした。

施策の方向

平成 30 年度（2018 年度）に市内に定員 90 名の介護老人福祉施設が開設予定であるため、利用動向を注視していきます。

■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

⑧看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

事業の内容

「看護小規模多機能型居宅介護」は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営するもので、このサービスにより利用者は、ニーズに応じて柔軟に、医療ニーズに対応した小規模多機能型サービスなどの提供を受けられるようになります。また、事業者にとっても、柔軟な人員配置が可能になる、ケアの体制が構築しやすくなるという利点があります。

現状と課題

サービス内容の周知とサービス提供基盤の整備が課題となっています。

施策の方向

利用希望がある場合は近隣市と連携して協議を行うとともに、利用動向を注視していきます。

■看護小規模多機能型居宅介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
人数	0	0	0	0	0	0	0

※人数は1月当たりの利用人数を12倍したもの。

※2017年度は見込値

◎地域密着型通所介護

事業の内容

デイサービスセンター等に通所して受けるサービスで、入浴及び食事の提供、その他社会的な交流や日常生活の世話、機能訓練を行います。平成28年度（2016年度）に定員18名以下の小規模型通所介護事業所が、通所介護から地域密着型通所介護へ移行しました。

現状と課題

平成28年度（2016年度）から開始されたサービスで、地域の実情に応じた基盤整備が必要となります。

平成28年度（2016年度）には、約4割の事業所が通所介護サービスから地域密着型通所介護に移行しました。今後は、各事業所において定員数の変更等を行った場合は、通所介護から地域密着型通所介護に、またはその逆の移行をすることも考えられます。

施策の方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、通所介護の利用動向も注視しながら、サービス提供基盤の確保とサービスの質の向上に努めます。

■地域密着型通所介護の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	—	306,656	359,058	366,477	366,453	359,097	397,510
回数	—	39,269	43,373	48,034	48,080	47,408	51,587
人数	—	3,826	4,017	4,200	4,200	4,200	5,112

※回数・人数は1月当たりの利用回数・利用人数を12倍したものの。

※2017年度は見込値

■必要利用定員総数

区 分	2018 年 度	2019 年 度	2020 年 度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	10	10
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	22	22	22
小規模多機能型居宅介護	25	25	25
認知症対応型共同生活介護	72	72	72
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	142	142	142

○平成30年度（2018年度）中に公募し、平成31年度（2019年度）中に開所予定の事業
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

4 施設サービス

4-1 施設サービスの充実

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業の内容

定員 30 名以上の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

現状と課題

利用者数は平成 27 年度（2015 年度）から平成 28 年度（2016 年度）にかけて要介護度の高い人の利用が減少していますが、平成 29 年度（2017 年度）では要介護 3 の利用者が増えつつあり、今後も利用者数は増加傾向と見込まれます。

施策の方向

平成 30 年度（2018 年度）に市内に 4 施設目の開設が予定されています。今後も安定的にサービスを提供できるよう、近隣地域の施設の利用など広域的な対応についても調整を行います。

■介護老人福祉施設の実績と計画値

区分	第 6 期実績値			第 7 期計画値			第 9 期
	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2025 年度
給付費 (千円/年)	839,946	830,789	874,884	936,651	1,033,679	1,079,367	1,115,756
人 数	289	288	290	313	346	361	373

※人数は 1 月当たりの利用人数

※2017 年度は見込値

②介護老人保健施設

事業の内容

介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

現状と課題

平成27年度（2015年度）から平成28年度（2016年度）にかけては増加傾向となりましたが、施設の特性上、入所した人が長期にわたり利用する施設ではないため、今後は横ばい傾向が続くと見込まれます。

施策の方向

今後も安定的にサービスが提供できるよう、事業者と連携・調整を図ります。

■介護老人保健施設の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	388,322	402,257	372,606	373,347	383,925	394,335	593,711
人数	113	122	109	111	114	117	178

※人数は1月当たりの利用人数
※2017年度は見込値

③介護療養型医療施設

事業の内容

介護療養型医療施設の療養型病床群等に入院する要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。

現状と課題

平成28年度（2016年度）は利用が増加に転じたものの、それ以前は年々減少傾向となっており、今後も減少傾向であると見込まれます。

平成30年（2018年）3月末までに老人保健施設へ移行することとなっていました。更に移行期間を6年間延長し、今後は新しく創設された「介護医療院」への転換が行われます。

施策の方向

市内には1施設あり、今後再編される予定です。

■介護療養型医療施設の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	82,119	90,384	79,560	78,925	70,212	67,716	—
人数	19	21	18	19	17	16	—

※人数は1月当たりの利用人数

※2017年度は見込値

④介護医療院

事業の内容

要介護者に対し、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、平成30年度（2018年度）から新たに創設されました。

現状と課題

今後、介護療養型医療施設等からの転換が行われます。

施策の方向

新規の施設であることから介護療養型医療施設等からの転換状況について、注視していきます。

■介護医療院の実績と計画値

区分	第6期実績値			第7期計画値			第9期
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
給付費 (千円/年)	—	—	—	4,374	13,123	15,619	118,874
人数	—	—	—	1	3	4	28

※人数は1月当たりの利用人数
※2017年度は見込値

第2章 地域支援事業の充実

1 介護予防・日常生活支援総合事業

1-1 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）の充実

事業の内容

本市では平成28年(2016年)4月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスについて、地域の実情に応じて市が実施することとなりました。

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問・通所型サービス等においては、地域の実情に応じた事業展開が期待されるほか、高齢者向けの介護予防教室、住民主体の支え合い活動などとの一体的な介護予防の取り組みが求められています。

現状と課題

高齢者の増加とともに、支援を必要とする高齢者の増加が懸念される中、特に介護予防の重要性が認識されています。サービスの利用者は増加傾向にあり、高齢者が介護予防に取り組むためのサービス提供体制の確保が必要です。

施策の方向

早期から介護予防に取り組むことで、自立の促進、状態悪化の予防を図ります。

■訪問型サービスの実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事業費	—	12,094	27,789	28,895	29,675	29,898
人数	—	751	1,682	1,748	1,795	1,809

■通所型サービスの実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
事業費	—	31,139	81,256	84,490	86,769	87,422
人数	—	1,240	3,230	3,359	3,450	3,476

※事業費の単位：千円（千円未満切捨て）

※2017年度は見込値

1-2 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）の充実

全ての高齢者が年齢や心身の状況などによって分け隔てられることなく参加できる介護予防事業を実施するほか、住民が主体となって介護予防に取り組む通いの場を充実するなど、人と人とのつながりを通じて、地域に根差した介護予防活動を推進するため、自主的な介護予防の広がりに資する地域活動組織の育成・支援を実施します。

①介護予防普及啓発事業

事業の内容

全ての高齢者を対象に、介護予防の普及啓発を目的とした事業で、運動器機能向上や口腔機能向上、認知症予防に関する教室を開催します。その他、出前講座の実施や高齢者サロンの開催・支援による介護予防の普及啓発に努めます。

現状と課題

住民主体の介護予防教室の普及に合わせ、市や地域包括支援センターが主催する教室の在り方についても適宜検討していくことが必要となります。

施策の方向

高齢者が要介護・要支援状態にならないよう、効果的な事業の運営に努めます。

■介護予防教室（運動、口腔、栄養、認知症予防）の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加者実人数（人）	—	130	146	145	145	145

※2017年度は見込値

②地域介護予防活動支援事業

事業の内容

介護予防に関するボランティアなどの人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援を行うための事業です。

現状と課題

介護予防体操「いきいき百歳体操」を広める介護予防サポーターの養成や地域における自主的な介護予防教室の運営支援などのニーズが高まっています。

施策の方向

引き続き、住民主体による介護予防教室の普及・啓発に努めます。また、介護予防サポーターの養成や地域活動の支援においては、理学療法士等のリハビリテーション専門職との連携を図ります。

■介護予防サポーター養成講座の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数(回)	2	2	2	1	1	1
累計修了者数(人)	59	105	143	168	193	218

※累計修了者数は事業を開始した平成27年度(2015年度)から各年度末までにおける累計値
※2017年度は見込値

■住民運営による「いきいき百歳体操」教室の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
活動グループ数(グループ)	4	12	18	20	22	24

※2017年度は見込値

③一般介護予防事業評価事業

事業の内容

事業の実施状況や適切にサービスが行われているかなど、一般介護予防事業の達成状況の検証を行います。また、その検証を基に次年度以降の事業実施の見直しを行います。

④地域リハビリテーション活動支援事業

事業の内容

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場などへのリハビリテーション専門職などの関与を促進します。

2 包括的支援事業

2-1 総合相談事業

事業の内容

高齢者に対し、介護保険サービスをはじめ、さまざまな形での支援を実施していくため、地域包括支援センターを中心に、地域における関係者とのネットワークの構築をはじめ、高齢者の心身の状況や生活状況などについての実態把握、必要なサービスに関する情報提供などの初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援を実施する事業です。

現状と課題

相談件数は年々増加の傾向にあり、相談窓口の周知と相談体制の強化が求められます。

施策の方向

相談件数は増加傾向にあるため、今後も相談窓口の周知を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

■総合相談事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
総合相談件数（件）	3,606	3,658	3,684	3,750	3,800	3,850

※2017年度は見込値

2-2 権利擁護事業

事業の内容

高齢者の生活状況についての実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合に、成年後見制度の利用支援をはじめ、施設措置や虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを実施する事業です。

現状と課題

相談件数は年度ごとに増減がありますが、相談内容は複雑化・多様化する傾向にあり、相談窓口の周知と相談体制の強化が求められます。

施策の方向

認知症高齢者など判断能力が不十分な高齢者が、各種保険・福祉サービスを利用できるように、社会福祉協議会などの関係団体と連携を図りながら、成年後見制度の利用を促進します。

■権利擁護事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
成年後見 相談件数（件）	118	84	108	110	120	130
高齢者虐待 相談件数（件）	64	126	96	100	105	110
消費者被害 相談件数（件）	4	2	12	14	16	18

※2017年度は見込値

2-3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

事業の内容

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等との連携を通じてケアマネジメントの支援を行い、包括的・継続的なケア体制の構築を行う事業です。

また、包括的・継続的ケアマネジメントの効果的な実施のために、ケアマネジャーや保健、医療及び福祉に関する専門的知識を有する者等により構成される自立支援型地域ケア会議を実施します。

現状と課題

ケアマネジャーからの相談件数は増加傾向にあり、引き続き相談窓口の周知と相談体制の強化が求められます。また、平成29年度（2017年度）から開始した自立支援型地域ケア会議の円滑な実施に当たっては、地域包括支援センター、ケアマネジャー、保健・医療の専門職、介護サービス事業所等、高齢者支援に携わる関係者の間に、チームとして高齢者の自立を目指す意識の醸成が必要となります。

施策の方向

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、地域の高齢者に対して、ケアマネジャーや医師、地域の関係機関が連携して包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための連携・協力体制の整備の構築に努めます。ケアマネジャー等に対する個別相談や、多職種協働による地域ケア会議を通じてケアプラン作成技術の指導及び支援困難事例への指導・助言を行い、把握した課題を地域づくりや、政策形成につなげるよう努めます。また、ケアマネジャー等の資質の向上を図るための研修会や交流会、制度や施策等に関する情報提供などを行います。

また、自立支援型地域ケア会議の開催を通じて、地域包括支援センター及びケアマネジャー、介護サービス事業者の資質向上と連携の促進を図ることで、要支援・要介護高齢者の自立支援に効果的な高齢者ケアの普及・啓発に努めます。

■ケアマネジャー交流会・研修会の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
参加延人数(人)	443	334	154	155	160	165

※2017年度は見込値

■自立支援型地域ケア会議の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
実施回数(回)	—	—	10	12	12	12

※2017年度は見込値

2-4 在宅医療・介護連携推進事業

事業の内容

医療と介護が必要になっても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスの提供が行われることが必要となります。このため、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指し、地域の関係機関の連携体制の構築を図ります。

現状と課題

在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出し、その対応策の検討を行う「医療・介護連携ネットワーク会議」を戸田市と合同で設置しているほか、医療・介護関係者向けのグループワーク等の研修や、在宅医療や介護サービスの理解につながる市民向け講演会を、保健所・川口市・戸田市と共催するなど、近隣市とも協力しながら、地域における関係機関の連携体制の構築を推進します。

施策の方向

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護サービスの機能を把握し、リスト等を作成した上で、関係機関での共有、市民への公表を行います。

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医師会・歯科医師会・薬剤師会や介護保険事業者等、在宅医療と介護に携わる関係者が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題を抽出しその対応策等の検討を行います。

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進

在宅医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供されるよう、利用者等の急変時などの連絡体制も含めて地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の確保に努めていきます。

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護の関係者間で速やかな患者情報の共有を行うことで、患者や利用者の在宅療養生活を支援していこうと、蕨戸田市医師会が導入した、情報通信ツールの普及支援を行います。

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護関係者からの相談窓口である蕨戸田市在宅医療支援センターの運営を、戸田市と共同で蕨戸田市医師会へ委託し、医療・介護関係者からの相談の受付及び情報提供並びに関係者間の連携支援を行います。

(カ) 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係職種を対象とした多職種研修会を行い、在宅医療と介護の連携について理解を深めるとともに、地域で高齢者支援に携わる専門職同士の顔の見える関係づくりが進むよう支援していきます。

(キ) 地域住民への普及啓発

在宅での看取りや在宅医療・介護サービスに関する市民向けの講習会等を実施し、普及啓発に努めていきます。

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

県、保健所等の支援のもと二次医療圏内（蕨市・川口市・戸田市）の連携強化を推進し、在宅医療・介護連携に必要な事項について協議を行っていきます。

2-5 生活支援体制整備事業

事業の内容

生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築などを行います。また、社会福祉法人、介護保険事業者、地縁組織、地域活動団体等からなる蕨市地域支え合い推進協議会を設置し、情報共有及び連携強化の場として運営します。

現状と課題

在宅生活に支援を必要とする高齢者は今後も増加することが見込まれており、引き続き地域における支え合い活動の充実を図る必要があります。

施策の方向

生活支援担い手養成講座、住民座談会等による意識啓発を図り、また、住民運営による地域交流サロンの開催を支援するなど、地域づくりによる高齢者の居場所づくり、支え合い活動の充実を目指します。

2-6 認知症総合支援事業

事業の内容

認知症になっても、出来る限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指して、認知症やその家族に対する支援を推進します。

また、認知症施策の推進に当たっては、厚生労働省が策定した、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の基本的な考え方に従い、認知症のご本人の意思を尊重したものとできるよう努めます。

現状と課題

高齢化の進展に伴い、今後、認知症の人は更に増加が見込まれており、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年には、高齢者に対する認知症の人の割合は、現在の約7人に1人から約5人に1人に上昇することが見込まれるなど、認知症施策のさらなる充実が必要とされています。

施策の方向

(ア) 標準的な認知症ケアパスの作成・普及

認知症の状態に応じて、本人の様子及び行動、家族が行うべきこと、認知症高齢者を支援する体制、相談機関などの適切なケアの流れを示した「認知症ケアパス」を作成し、市民への普及を図ります。

(イ) 認知症地域支援推進員の配置

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族の相談支援、関係機関のネットワーク構築、認知症カフェの企画、認知症ケアパスの作成・普及など、認知症ケア体制の向上を図ります。

(ウ) 認知症初期集中支援チームの設置

認知症専門医及び医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、初期の支援を包括的、集中的に行うことで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

(エ) 認知症ケア向上を図る事業の実施

認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援する体制作りを推進します。

(オ) 若年性認知症に係る支援の実施

認知症ケア体制の向上、庁内関係部署との連携などにより、若年性認知症の方やそのご家族が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくことができるよう努めるとともに、埼玉県が配置し、若年性認知症の本人や家族などからの相談に応じる、若年性認知症支援コーディネーターについて周知を進め、必要な方の利用に繋がります。

3 任意事業

3-1 介護給付等適正化事業

介護サービスがその目的に対して適切に提供されているか、また、不適正、不正な介護サービスがないかといった観点から介護給付の適正化を図るための事業です。

必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度の趣旨や良質な事業展開のための情報を提供するなど、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を推進し、次の5つの事業などを実施します。

①認定調査の適正化

認定調査の正確性を担保し、要支援・要介護認定における公正・公平性を確保する観点から、新規認定調査については市直営による認定調査を行うほか、認定調査員に対する研修などを実施していきます。また、要介護認定の委託調査については、定期的な調査内容の点検やその内容を委託先の調査員にフィードバックすることにより、調査内容に関して個別指導を行い、適正な調査の遂行を確保していきます。

②ケアプランチェックの実施

介護保険制度の根幹をなすケアマネジメントの適正化を図るため、利用者の自立支援のためのケアプランの作成がなされているかどうか、国が示すケアプランチェックマニュアルなどに基づき、ケアプランチェックを実施していきます。

③介護給付適正化システムの活用

介護保険制度における不適切な給付の抑制を図るため、埼玉県国民健康保険団体連合会から提供される給付適正化情報（医療情報との突合、縦覧点検など）を活用して、不適切な給付の発見及び事業所の指導を行っていきます。

④住宅改修・福祉用具給付の点検

住宅改修については、適正な改修が行われているか事前・事後の訪問調査を実施していきます。また、福祉用具購入については、申請時にケアプランにより確認を行い、貸与についても軽度者への福祉用具貸与の例外給付の確認などにより、適正化を図っていきます。

⑤その他適正化事業の実施

介護サービスの利用者に対し、「介護保険給付費通知書」により、介護給付費の内容を通知し、サービス利用に疑義の生じた事業所に対して適正な指導を実施していきます。

3-2 家族介護支援事業

介護用品の支給、認知症高齢者を介護する家族への支援、介護から一時的に開放するための介護者相互の交流会などの開催などにより、家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減する事業です。

①紙おむつ支給事業

事業の内容

常時おむつを必要とする高齢者等を対象に、その家庭の経済的負担を軽減するため、要介護4と5の方に紙おむつの支給を行う事業です。

現状と課題

支給人数は増加傾向にあり、ニーズに応じた対応が求められています。

施策の方向

今後も引き続き、高齢者を介護する家族の経済的負担を減らすことを目的として、事業を実施します。

■紙おむつ支給事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延支給人数(人)	1,961	2,158	2,243	2,400	2,500	2,600

※2017年度は見込値

②徘徊高齢者家族支援サービス

事業の内容

認知症により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対して、高齢者が行方不明となった場合にすみやかに身柄の保護を行えるようにするため、徘徊高齢者位置情報探索システムの利用料の一部を助成する事業です。

現状と課題

利用人数は少ないですが、ニーズに応じた対応が求められています。

施策の方向

認知症により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護する家族に対して、在宅での日常生活における不安を解消し、生活の安全を守るために引き続きサービスを実施します。

■徘徊高齢者家族支援サービスの実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数(人)	2	7	8	9	10	11

※2017年度は見込値

③認知症サポーター養成講座

事業の内容

地域の方に認知症を正しく理解してもらうことで、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターの養成講座を実施する事業です。

現状と課題

修了者数に変動がありますが、引き続き養成ニーズが見込まれるとともに、養成講座を修了した認知症サポーター向けのフォローアップ講座の実施が求められています。

施策の方向

認知症に対する理解を深めるため、今後も引き続き認知症サポーター養成講座を実施します。また、認知症サポーター向けのフォローアップ講座を実施し、認知症高齢者とその家族を地域で支える体制づくりの充実を図ります。

■認知症サポーター養成講座の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
修了者数(人)	346	412	200	200	200	200
累計修了者数(人)	1,340	1,752	1,952	2,152	2,352	2,552

※累計修了者数は事業を開始した平成19年度(2007年度)から各年度末までにおける累計値

※2017年度は見込値

3-3 その他の事業

①成年後見制度利用支援事業

事業の内容

身寄りのない認知症高齢者など、判断能力の不十分な方を保護し、支援するために、成年後見等の申し立てや成年後見審判の請求に係る費用及び成年後見人などに対する報酬についての助成を行う事業です。

現状と課題

利用人数はわずかですが、認知症高齢者の増加に伴い、今後も一定のニーズが見込まれます。

施策の方向

本制度の周知と普及を図るため、広報紙やパンフレット、市のホームページなどを活用して広報・啓発活動を引き続き行うほか、地域包括支援センターとの連携強化を図り、支援が必要な人の早期発見、早期対応に努めます。

■成年後見制度利用支援事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
利用人数(人)	5	6	1	4	6	8

※2017年度は見込値

②住宅改修支援事業

事業の内容

住宅改修の効果的な活用のため、それらに関する相談や情報提供、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給申請にかかる理由書を作成した場合の手数料を支払うことにより、介護支援専門員等を支援する事業です。

現状と課題

申請件数に変動が見られますが、今後も一定のニーズが見込まれます。

施策の方向

今後も適正な改修の促進につながるよう、支援を行います。

■住宅改修支援事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
申請件数(件)	9	4	4	4	5	6

※2017年度は見込値

③地域自立支援事業

ア 高齢者住宅等安心確保事業

事業の内容

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅における高齢者の安否確認や生活相談などを実施するための計画を作成し、高齢者住宅に生活援助員の派遣を行い、居住者の安心を確保する事業です。

現状と課題

高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれる中、今後も一定のニーズが見込まれます。

施策の方向

高齢者住宅の提供にあたっては市営住宅の一部をこの事業に利用していることから、市営住宅を所管する部門と連携を図りながら事業を提供していきます。

■高齢者住宅安心確保事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
世帯数（世帯）	19	23	23	24	24	24

※各年度末の入居世帯数

※2017年度は見込値

イ あんしん介護相談員派遣事業

事業の内容

あんしん介護相談員が、市内の介護保険施設やデイサービスセンター、グループホーム、特定施設等の指定を受けた有料老人ホームを訪問し、利用者の話を聴くことで、疑問や不満、不安を解消し、介護サービスの質的な向上を図る事業です。

現状と課題

市内事業所の増加に伴い、訪問する事業所が増加しています。

施策の方向

今後も事業の趣旨についての理解を求めた上で、事業所から派遣の希望を受け付けるとともに、利用者と事業者との連携を図る活動を推進します。

■あんしん介護相談員派遣事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延派遣日数（日）	158	158	180	200	210	220

※2017年度は見込値

ウ 配食サービス事業

事業の内容

自ら食事を支度することが困難であり、また、食事の提供の支援を受けられない高齢者を対象に、健康で自立した在宅生活を支援するため、食事の配達を行います。また、配食時に声掛け、安否確認を行うことで、見守りの機能も果たしています。

現状と課題

利用者は増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。高齢者の健康な食生活を確保するためにも、栄養バランスのとれた食事の提供と献立内容の充実を図るなどサービスの拡充を図る必要があります。

施策の方向

配食サービスは、安否確認や声かけなどの見守りとしての役割もあることから、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、地域包括ケアシステムを構築する1つの事業として実施していきます。

■配食サービス事業の実績と計画値

	第6期実績値			第7期計画値		
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
延配食数(人)	12,655	13,166	13,218	14,400	15,000	15,750
延利用人員(人)	861	915	937	960	1,000	1,050

※2017年度は見込値

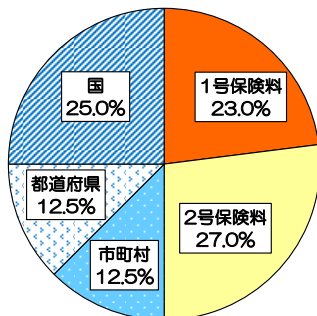
第3章 介護保険事業費の見込み

1 介護保険料算出の流れ

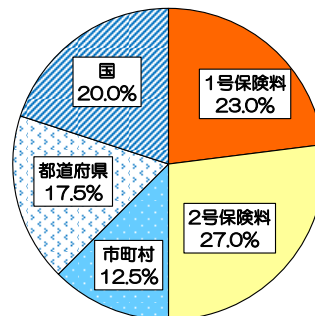
第1号被保険者の保険料の算定は、介護保険給付費の見込みで示した総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス等給付費、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業費を加えた総費用額のうち第1号被保険者が負担する分（23%）について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

■ 介護保険給付費の負担割合

■ 保険給付（居宅分）にかかる費用

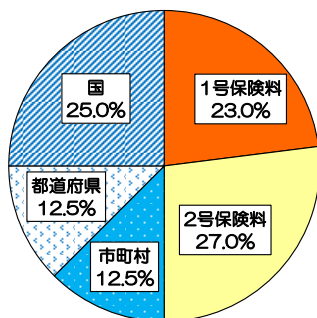


■ 保険給付（施設分）にかかる費用

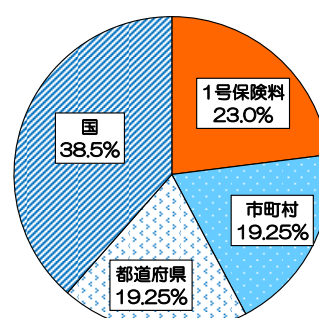


■ 地域支援事業

○ 介護予防・日常生活支援総合事業



○ 包括的支援事業・任意事業にかかる費用



また、介護保険制度の持続可能性を高めるためや、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じて負担を求める観点から、介護保険制度において以下の点が見直され、標準給付費の算出に反映されています。

- 一定以上所得があり自己負担が2割の被保険者のうち、特に所得の高い層については自己負担を3割とする。
- 公費投入による低所得者の保険料軽減について引き続き実施

2 介護保険給付費等の見込み

2-1 介護給付費の見込み

介護給付費と介護予防給付費の見込みは次表のとおりとなります。

■介護給付費（要介護 1～5） （単位：千円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 居宅サービス	2,107,647	2,324,658	2,434,912	2,900,936
①訪問介護	313,596	375,767	397,307	450,028
②訪問入浴介護	28,336	29,035	29,986	43,782
③訪問看護	115,449	128,079	141,325	227,961
④訪問リハビリテーション	18,004	23,256	26,880	37,709
⑤居宅療養管理指導	85,569	92,939	98,450	114,938
⑥通所介護	583,334	584,558	588,059	642,303
⑦通所リハビリテーション	57,181	58,184	57,684	70,121
⑧短期入所生活介護	181,919	218,122	240,019	336,531
⑨短期入所療養介護	12,740	14,455	15,685	38,938
⑩福祉用具貸与	123,288	126,372	125,523	149,429
⑪特定施設入居者生活介護	569,873	651,126	688,056	756,020
⑫特定福祉用具購入	4,434	4,659	5,432	7,301
⑬住宅改修	13,924	18,106	20,506	25,875
(2) 地域密着型サービス	679,660	717,570	728,031	898,981
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,260	21,967	25,298	54,218
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	29,904	33,326	35,458	69,602
④小規模多機能型居宅介護	51,929	61,979	73,496	116,545
⑤認知症対応型共同生活介護	230,090	233,845	234,682	261,106
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	366,477	366,453	359,097	397,510
(3) 施設サービス	1,393,297	1,500,939	1,557,037	1,828,341
①介護老人福祉施設	936,651	1,033,679	1,079,367	1,115,756
②介護老人保健施設	373,347	383,925	394,335	593,711
③介護療養型医療施設	78,925	70,212	67,716	
④介護医療院	4,374	13,123	15,619	118,874
(4) 居宅介護支援	217,490	223,236	227,958	248,152
介護給付費計	4,398,094	4,766,403	4,947,938	5,876,410

■介護予防給付費（要支援1・2）

（単位：千円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
(1) 介護予防サービス	72,178	85,939	101,086	127,933
①介護予防訪問介護				
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	4,814	6,278	7,459	2,720
④介護予防訪問リハビリテーション	918	919	919	691
⑤介護予防居宅療養管理指導	6,465	7,869	9,750	12,829
⑥介護予防通所介護				
⑦介護予防通所リハビリテーション	9,961	13,396	15,211	17,510
⑧介護予防短期入所生活介護	4,203	5,210	6,488	8,220
⑨介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与	6,423	6,948	7,502	8,718
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	31,526	35,581	41,818	62,541
⑫特定介護予防福祉用具購入	999	999	1,330	999
⑬介護予防住宅改修	6,869	8,739	10,609	13,705
(2) 地域密着型介護予防サービス	0	0	3,064	4,001
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	3,064	4,001
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	7,552	7,555	7,555	6,157
介護予防給付費計	79,730	93,494	111,705	138,091

■総給付費（介護給付費+介護予防給付費）

（単位：千円）

	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
総給付費（介護給付費+介護予防給付費）	4,477,824	4,859,897	5,059,643	6,014,501

2-2 標準給付費の見込み

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費から、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を差し引いたものに、特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて標準給付費の見込額を算出します。平成30年度（2018年度）から2020年度の3年間合計で約152億2,893万円になると見込みました。

■ 標準給付費見込みと算定基準額 (単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	合計	2025年度
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	4,473,901	4,854,710	5,056,038	14,384,649	6,010,093
特定入所者介護サービス費等給付額	138,368	157,264	167,550	463,182	202,736
高額介護サービス費等給付額	105,403	109,668	114,054	329,125	138,006
高額医療合算介護サービス費等給付額	13,601	14,151	14,717	42,469	17,808
算定対象審査支払手数料	3,045	3,167	3,294	9,506	3,985
標準給付費	4,734,318	5,138,960	5,355,653	15,228,931	6,372,628

2-3 地域支援事業費見込み

地域支援事業費は介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を合わせた額です。3年間合計で7億4,475万円になると見込みました。

■ 地域支援事業費見込み (単位：千円)

	2018年度	2019年度	2020年度	合計	2025年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	162,226	166,603	167,856	496,685	186,521
包括的支援事業・任意事業費	81,022	83,208	83,835	248,065	93,157
地域支援事業費	243,248	249,811	251,691	744,750	279,678

3 第1号被保険者の介護保険料の算出

介護保険事業を運営するために必要となる費用は、介護給付費、介護予防給付費、地域支援事業に要する費用、財政安定化基金拠出金、市町村特別給付費、財政安定化基金償還、保健福祉事業に要する費用等から構成されます。

3-1 歳市介護保険給付費準備基金

第7期計画期間での介護保険料を軽減するため、第6期終了時点での介護給付費準備基金残高見込みの約97%の3億120万円を繰り入れることといたしました。

この繰り入れにより、保険料を月額484円軽減いたします。

■介護保険料額の軽減

軽減がないものとした場合の保険料月額（実カベース）	6,099円
給付費準備基金の繰り入れによる軽減月額	484円
保険料基準額（月額）	5,615円

保険料段階について本市の介護保険料の所得段階は、より所得に配慮した設定とするため、第6期に引き続き14段階とし、平成30年度（2018年度）から2020年度の3年間でこれらの必要となる費用および財源から算出した本市の介護保険料基準額は、月額5,615円となります。

なお、2025年度については、標準給付費が63億7,262万8千円、地域支援事業費が2億7,967万8千円になると見込んでおり、被保険者数や給付費などが見込み通り推移し、保険料段階が第7期と同様の14段階の場合、介護保険料基準額は月額8,530円になると推計されます。

4 保険料段階別の保険料

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額（第5段階）を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料の額が決定されます。

■保険料段階表

保険料段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)	保険料 (月額)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税 または、世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.50 (保険料軽減後0.45)	33,690 (30,321)	2,808 (2,527)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万超120万円以下	基準額×0.65	43,797	3,650
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が120万円超	基準額×0.75	50,535	4,211
第4段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円以下	基準額×0.85	57,273	4,773
第5段階	世帯員のいずれかが住民税課税で本人が住民税非課税かつ、前年の「合計所得金額＋課税年金収入額」が80万円超	基準額	67,380	5,615
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円未満	基準額×1.20	80,856	6,738
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額120万円以上200万円未満	基準額×1.30	87,594	7,300
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	基準額×1.50	101,070	8,423
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額300万円以上350万円未満	基準額×1.70	114,546	9,546
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額350万円以上400万円未満	基準額×1.80	121,284	10,107
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額400万円以上550万円未満	基準額×1.90	128,022	10,669
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額550万円以上700万円未満	基準額×2.00	134,760	11,230
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額700万円以上900万円未満	基準額×2.10	141,498	11,792
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額900万円以上	基準額×2.20	148,236	12,353

※100円未満を切り捨てた金額が、納めていただく介護保険料額（年額）となります。
※第1段階の保険料率のうちカッコ内は、公費投入による軽減後の額です。

第3編 計画の推進

第1章 計画の推進に向けて

1 連携の強化

本計画に盛り込まれた各施策・事業の実施には、市はもとより関係行政機関、保健・医療・福祉の関係団体、事業所、市民すべてが関わっており、施策・事業を適正かつ確実に実行するためには、関係者すべての緊密な連携が必要です。

①市行政内部の連携強化

本計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉をはじめ、教育・建設等、様々な行政分野が関わることから、市行政内部の関係各課との連携を強化します。

②国・県・周辺市町村との連携強化

本計画に盛り込まれた多くの施策・事業は、介護保険制度をはじめ、保健・福祉制度に基づいて実施されることから、国・県はもとより、周辺市町村との連携を強化します。

③関係団体、事業所との連携強化

福祉サービスをはじめ各事業の実施主体は、保健・医療・福祉関係のサービス事業者や社会福祉協議会や民間ボランティア等の関係団体を中心となることから、それらとの連携を強化します。

④市民との連携強化

まちづくりの主体は市民であり、これからの福祉のまちづくりに大きな役割を担っています。保健・医療・福祉に関わる市民活動の活性化を図り、連携を強化します。

2 推進体制の強化

施策・事業に様々な組織・団体・市民が関わることから、効果的に着実に実行するために、組織的な体制の整備・強化を図ります。また、保健・医療・福祉をはじめ様々な人材が求められ、人材の確保・育成に努めます。

①市行政内部の体制整備・強化

本計画の推進には市行政内部の多くの部署が関わることから、関係各課による計画推進のための組織整備を図り、施策・事業推進体制の強化を図ります。

②関係機関・団体との連携体制整備・強化

施策・事業の円滑な実施のために、地域包括支援センターが中心となり関係機関・団体の連携・調整機関としての組織体制を整備し、施策・事業の推進体制を強化します。

③人材の確保と資質の向上

本計画を推進する上で保健・医療・福祉分野の専門職をはじめ、多くの人材が必要となることから、その確保と資質の向上に努めます。

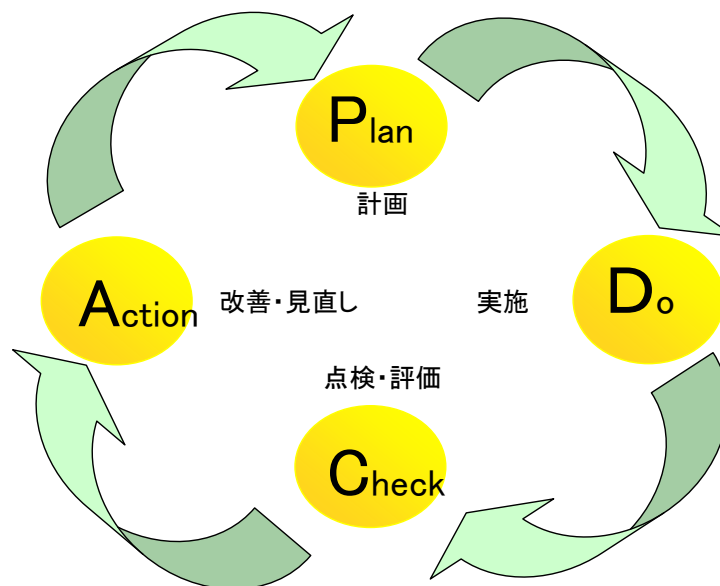
3 計画の進行管理

サービス利用者が自分のニーズにあった事業者やサービスを選択するためには、事業者や各サービスの質について判断できる基準が必要となります。また、各サービスの質の向上を図るうえでもサービス評価が必要です。

そのために、まず事業者自らがサービス内容を評価する「自己評価」を推進するとともに、第三者によるサービス評価の導入を検討します。

《点検・評価の手順》

- ①Plan（計画）：高齢者福祉計画・介護保険事業計画（Plan）、目標の設定
- ②Do（実行）
- ③Check（点検・評価）：高齢者福祉計画・介護保険事業計画、目標値と実績値の比較
- ④Action（改善・見直し）：高齢者福祉計画・介護保険事業計画、新目標の設定



第2章 介護保険の円滑な運営に向けて

1 円滑な制度運営のための体制整備

①ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で、在宅での生活を可能な限り続けることができるように支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメント支援や総合相談・指導、多職種が連携する自立支援型地域ケア会議などについて、適切かつ積極的に取り組みます。

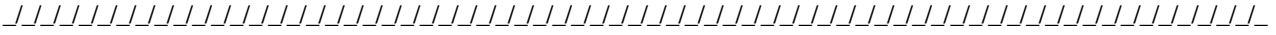
②介護予防事業の積極的な推進

元気な高齢者から要支援等の高齢者まで幅広く参加でき、要介護状態にならないよう地域ぐるみで介護予防に取り組む、住民運営による通いの場の普及に積極的に取り組みます。

2 利用者への配慮

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センター等を通じて、利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図る等、サービス利用の向上に努めます。

資料編



資料編

1 計画策定の経過

日付	会議等	内容
平成28年 12月27日(火) ～平成29年 1月27日(金)	アンケート調査	(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 (2) 在宅介護実態調査
8月22日(火)	第1回蕨市高齢者福祉 計画等策定庁内連絡会	(1) 蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 7期)の策定概要について (2) 介護保険法改正の概要について (3) 計画策定のための実態調査報告書について (4) 第6期計画の実施状況について (5) その他
8月31日(木)	第1回蕨市高齢者福祉 計画等策定懇談会	(1) 蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 7期)の策定概要について (2) 介護保険法改正の概要について (3) 計画策定のための実態調査報告書について (4) 第6期計画の実施状況について (5) その他
11月8日(水)	第2回蕨市高齢者福祉 計画等策定庁内連絡会	(1) 計画案について (2) その他
11月21日(火)	第2回蕨市高齢者福祉 計画等策定懇談会	(1) 計画案について (2) その他
12月21日(木) ～平成30年 1月10日(水)	パブリック・コメント	(1) 計画案について
2月14日(水)	第3回蕨市高齢者福祉 計画等策定庁内連絡会	(1) 計画案について (2) その他
2月15日(木)	第3回蕨市高齢者福祉 計画等策定懇談会	(1) 計画案について (2) その他

2 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱

平成29年3月23日要綱第13号

蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 蕨市における第7期高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定により定める計画をいう。）及び介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、広く市民等の意見を聴くため、蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 公募による被保険者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

2 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、健康福祉部介護保険室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。

3 蕨市高齢者福祉計画等策定懇談会委員名簿

区 分	役職等	氏 名	職 名 等
学識経験者	会長	濱口 豊太	大学教授
保健医療 関係者	副会長	榛沢 進	医師
被保険者 代表	委員	荒井 貞夫	公募
	委員	辻 由美子	公募
	委員	小泉 榮作	高齢者クラブ連合会役員
保健医療 関係者	委員	海野 智	歯科医
	委員	庄 喬	薬剤師
	委員	松本 由里子	保健師
福祉関係者	委員	田本 眞砂子	民生委員・児童委員
	委員	金子 雅裕	社会福祉協議会 次長
	委員	釜田 幸弘	介護老人福祉施設 施設長
	委員	金子 道子	蕨市介護保険事業者連絡会 会長

(順不同、敬称略)

4 審議過程における主な意見

- 蕨市の高齢者福祉サービスにどのようなものがあるのか、また、手続きや利用方法などについて知らない方がいるので、周知徹底が足りないと感じた。情報弱者への対応が課題。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、地域活動を何もしていない高齢者が半数以上となっている。高齢者の地域活動の充実を進めていきたいと思っているので、自分が所属する活動団体でも、こうした情報を含めて伝えていきたい。
- 蕨市は市域が小さく、日常生活圏域の設定は1つが妥当かもしれないが、きめ細やかな福祉サービスの提供という観点から、さらに地区を細分化して検討する部分があってもいいのではないか。
- 災害時に支援が必要な高齢者等について、民生・児童委員と町会でこまめに把握していく必要があると思う。また、タウンページに介護保険事業のページがあるほか、別冊で防災タウンページも作成されているので、そういったものも地域での周知・広報に活用できる。
- 高齢者福祉サービスのおむつの有料化の検討や、必要なくなったにもかかわらず、使用を続けていないかなどの確認をケアマネジャーに協力要請するのもよいと思う。
- 福島県いわき市で導入しているボランティアポイント（いわき市いきいきシニアボランティアポイント事業）のようなものについて、今後研究してほしい。
- 医療機関、介護サービス事業所など、高齢者を支えるサービスの担い手が、ICTを活用して情報共有できる仕組みができるのはよいことだと思うので、そのネットワークをどのように運用していくのか、だれがアクセスできるのか、といったルールづくりにも意を用いて欲しい。
- 敬老祝金は今後も対象者は増えると思うが、市民税非課税や積極的に健康増進に貢献した人を対象とした支給資格をもうけるなどにしてはどうか。
- 介護保険サービスを利用している方に関する実態調査は行われているが、こんなサービスがあるといい、ここは足りない、ここはうまくいっていないなど、介護保険サービスの担い手の方々が持っている情報についても、計画策定の資料として参考にできるとよい。
- 蕨市は高齢化率に比べて、保険料が高く感じる。近所で開かれている、いきいき100歳体操の教室に参加して、介護予防の効果を感じているため、市はこうした取り組みを出前講座などによって広報すべき。

5 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会設置要綱

平成29年3月23日要綱第14号

(設置)

第1条 蕨市における第7期高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定により定める計画をいう。）及び介護保険事業計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により定める計画をいう。）の策定（以下「計画の策定」という。）について、調査、研究等を行うため、蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内連絡会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 健康福祉部長
- (2) 健康福祉部介護保険室長
- (3) 市職員のうちから市長が任命する者

2 庁内連絡会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 庁内連絡会に副会長を置き、健康福祉部介護保険室長をもって充てる。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内連絡会は、会長が招集し、その議長となる。

2 庁内連絡会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会の庶務は、健康福祉部介護保険室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、計画の策定が終了した日にその効力を失う。

6 蕨市高齢者福祉計画等策定庁内連絡会委員名簿

役職	氏名	所属（課・所・室）	役職
会長	関 久徳	健康福祉部	部長
副会長	岡田 陽一	健康福祉部 介護保険室	室長
委員	安治 直尚	健康福祉部 福祉総務課	課長
委員	石丸 岳広	健康福祉部 保健センター	所長
委員	根津 賢治	総務部（政策企画室）	次長
委員	相馬 一富	総務部 財政課	課長
委員	白鳥 幸男	市民生活部 医療保険課	課長
委員	丸山 友之	都市整備部 まちづくり推進室	室長
委員	松永 祐希	教育部 生涯学習スポーツ課	課長

第7期
蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
2018年度（平成30年度）～2020年度

発行：平成30年3月
編集：蕨市 健康福祉部 介護保険室
〒335-8501 埼玉県蕨市中央5丁目14番15号
電話：048-432-3200（代表）
ホームページ：<http://www.city.warabi.saitama.jp/>
